

令和 7 年 9 月 11 日

魚沼市議会議長 志 田 貢 様

福祉文教委員会
委員長 星 直 樹

福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査
(2) 今後の所管事務調査について
(3) 閉会中の所管事務等の調査について
(4) その他
- 2 調査の経過 9 月 11 日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、新ごみ処理施設整備関係について、旧入広瀬中学校校舎及び入広瀬体育館の解体について、魚沼市教育大綱の改定について、魚沼市生涯学習推進計画の改定について及び魚沼市こども計画の策定について執行部から説明を受け質疑を行った。また、行政視察について協議した。
今後の所管事務調査については、第 6 期後期委員会からの申し送り事項を確認し、その取扱いを協議した。新規の調査事項等については、今後の委員会で協議することとした。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、改正鳥獣保護管理法（緊急銃猟の実施）について、教育環境の在り方検討委員会について、地域密着型特別養護老人ホーム鮎の里の開所式について、福祉支援課所管の指定管理施設（ひろかみ工芸、わかあゆ社）について及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合八色園の魚沼市の床数について執行部から説明を受け質疑を行った。
また、第三次魚沼市総合計画（案）について、今年度の議員研修について、新年度予算について及び 12 日の総務委員会の現地視察について委員長から連絡があった。

福祉文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第2号 「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める」に係る意見書の採択を求める請願書
- (2) 議案第85号 魚沼市印鑑条例の一部改正について
- (3) 議案第86号 魚沼市体育施設条例の一部改正について
- (4) 議案第91号 権利の放棄について

2 調査事件

(5) 所管事務調査

- ①新ごみ処理施設整備関係について
- ②旧入広瀬中学校校舎及び入広瀬体育館の解体について
- ③魚沼市教育大綱の改定について
- ④魚沼市生涯学習推進計画の改定について
- ⑤魚沼市こども計画の策定について
- ⑥行政視察について
- (6) 今後の所管事務調査について
- (7) 閉会中の所管事務等の調査について
- (8) その他
 - ①改正鳥獣保護管理法（緊急銃猟の実施）について
 - ②教育環境の在り方検討委員会について
 - ③その他

3 日 時 令和7年9月11日 午前10時

4 場 所 本庁舎3階 委員会室

5 出席委員 磯部竜太郎、古田島 丞、佐藤卓摩、星 直樹、大平恭児、渡辺一美
(志田 貢議長)

6 欠席委員 なし

7 参 考 人 新潟県教職員組合魚沼支部書記長 勝又啓太

8 紹介議員 高野甲子雄

9 説 明 員 内田市長、樋口教育長、吉澤市民福祉部長、大塚教育委員会事務局長、戸田市民福祉部副部長、関生活環境課長、茂野介護福祉課長、小山健康増進課長、岡部学校教育課長、青柳生涯学習課長、浅井子ども課長

10 書 記 坂大議会事務局長、閨間主任

11 経 過

開 会 (10:00)

星委員長 定足数に達していますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。今日は非常にボリュームがある内容ですが、スムーズな進行に協力をお願いいたします。まず、本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 請願第2号 「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める」に係る意見書の採択を求める請願書

星委員長 日程第1、請願第2号 「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める」に係る意見書の採択を求める請願書を議題とします。

請願者から、魚沼市議会委員会における請願者又は陳情者の趣旨説明に関する要綱第3条及び第4条の規定により、事前に趣旨説明申出書が提出されていますので、当委員会として趣旨説明を認めることとしてよろしいかお諮りいたします。本請願を審議するに当たり請願者から意見を聞くことについて異議ありませんか。(異議なし) 異議がありませんので、請願者の趣旨説明を認めます。請願者であります、新潟県教職員組合魚沼支部書記長、勝又啓太様は、指定の席にお着きください。なお、念のため申し上げますが、請願者は委員長の許可を得て発言し、委員は請願者に対し請願等の内容及び趣旨説明に関する質疑をすることができますが、請願者は委員に対して質疑をすることができないことになっていますので御了承願います。また、発言の内容は簡潔にするものとし、請願の趣旨説明であるためこの請願の範囲を超えることはできませんので御了承願います。

それでは、請願者であります新潟県教職員組合魚沼支部書記長、勝又啓太様に趣旨説明を求めます。

勝又参考人 新潟県教職員組合魚沼支部書記長、勝又啓太です。このたびの請願、「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める」に係る意見書の採択を求める請願書について趣旨説明させていただきます。学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しています。2021年の法改正により、小学校の学級編制基準は2025年度末までに35人に引き下げられ、中学校では2026年度から段階的に引き下げる方針となっていますが、よりきめ細かい教育活動を進めるためには、30人以下学級の実現が必要不可欠です。魚沼市立学校の中には、1クラスの人数が30人を超える学級が幾つもあります。例えば学年の人数が66人だった場合、現行の基準ですと1クラス33人のクラスが2クラスになります。30人以下学級が実現すれば、22人のクラスが3クラスとすることができます。22人と33人では大きな大きな違いです。きめ細かい教育活動を進めるために、30人以下学級の実現を強く求めます。

次に、働き方改革についてです。学校教師が担う業務に関わる3分類をはじめとした施策に必要な財政措置が必要不可欠です。例えば登下校に関する対応や校内の清掃などは、必ずしも教師が行うべき業務ではないことが示されています。子どもや保護者、地域とより向き合うためにも、生徒指導や教科専科などの加配の増員も必要です。施策に関わる財政措置と人員確保を求めます。

30人以下学級の実現や働き方改革をしていくためには財源が必要です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。それにより自治体の負担が増え、必要な施策を行うことが困難になっています。必要とされる施策を行うためにも、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求めます。

こうした観点から、2026年度政府予算編成において請願書記載の事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。以上です。

星委員長　これから請願者である新潟県教職員組合魚沼支部書記長、勝又啓太様に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

渡辺委員　ありがとうございます。それでは、この請願の中の3番目なんですけれども、「自治体で国の標準を下回る学級編制標準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減を行わないこと」というのがございますが、これは具体的にはどのようなことをおっしゃっているのでしょうか。

勝又参考人　返答させていただきます。今、国から自治体へ財政措置が行われている、その中で加配も充てられていると思うのですが、そこが削減されてしまうとますます現場の人員が厳しくなってしまいます。なので、国に対してはそういう観点からもこれ以上加配の削減を行わないことと、自治体ごとで国の標準よりもより弾力的な運用の学級編制基準や人員配置ができるように求めていきたいということです。30人以下学級の実現が難しくなったり、子どもや教職員にとっての環境悪化につながったりすることがないように加配の削減をしないようにという意味でございます。

渡辺委員　そうしますと、2番のところでは加配の増員や配置増などの定数改善を推進することとあっておりますので、ここでは推進してほしいと言っているわけですが、既にある加配ですとかの国の予算措置に対して、2番のところではもっと増加せよと。3番のところでは決して削減はしないでほしいという要望事項というか意見書になっているのでしょうか。

勝又参考人　ありがとうございます。はい、そうでございます。

大平委員　教職員の働き方について、具体的な数字はいいので、実際現場の先生方から勤務についてどのような御意見とかお気持ちを持っているのか、もしありましたら聞かせていただきたいなと思います。

勝又参考人　ありがとうございます。現場の実態ということで、例えば、今現場はどれも人員不足に陥っています。中には、仕事を休まれている先生もいらっしゃいます。今の現場は1人でも教職員が欠けてしまうと、もうそれだけで十分厳しい状況がさらに厳しくなってしまうという状態が生まれています。例えば学級担任をしていて、1週間の授業、27時間中、大体23、4時間授業を担当し、4時間を空き時間としてほかの業務に充てているところを、1人でも教職員が欠けてしまうとその部分をできる方で穴埋めするということ

で、休憩が全くない、そんなゆとりのない状態が続いたりしています。また、それぞれの市町村にもよるんですが、様々な学校行事や地域に関わる行事等の業務、それから今カリキュラムオーバーロードと言われていて、学習内容も年々多くなっている。そういうところでしっかり子どもたちに勉強も教えなければいけない。ほかにも学校行事、地域の行事に関わる業務、それから様々なニーズ、子どもたちや御家庭のニーズに寄り添った対応をするために、どうしても時間をかけてしまう。そういうところで、例えば自分が力を入れたい授業の教材研究に充てる時間がどうしても勤務時間外になってしまったりとか、学校の中でも校務分掌といって学校の中の役割があるのですが、そういう仕事もなかなか回らなくなってしまったり、一人一人の教員によって細かい部分で困っている内容は違うと思うのですが、今本当に現場は人が足りなくてとても困っています。

磯部委員　　今のお話を伺っていて、今回の30人以下学級を実現する目的は、教職員の負担の削減及び子どもたちの豊かな学びを保障すること。子どもたちが全国どこに住んでいても、自治体間の教育格差なく教育を受けることと認識をしたんですけれども、この30人以下学級を実現することによってきめ細やかな指導ができるかと思うんですけれども、その本質的な自治体間の教育格差というものはどのようにして改善されるのか。そういったところについて教えていただいてもよろしいでしょうか。

勝又参考人　　お答えしたいと思います。自治体間の教育格差というところですが、今自治体の中でも子どもの減少率ですとか、教職員の人数において平等でない部分があると思います。こう見ていくと、統廃合が進んでクラスの人数も30人を超えるところが少なく、ほとんどないという自治体もあれば、魚沼市のように30人を超える、35人、中には38人という学級も存在します。そういうところで、30人学級が実現されればその1クラスの人数の差というのはほかの自治体間と比べても少なくなっていくだろうと思います。なので、30人以下が実現できないことによって、どうしてもどこかでカットしなければいけないラインがあるため、そのことで1クラスがすごく大きな人数になっている部分もあるので、この30人以下が実現されることで全国の様々な学校・学級の格差というのはそれだけでも溝が少し埋まっていくのかなと考えています。

磯部委員　　御回答ありがとうございます。教員の、要は1人当たり受け持つ人数が今高い状態で、それが教育格差につながっているということは分かったんですけれども、その数の問題以外で何か問題というのはあったりされるのでしょうか。

勝又参考人　　今私が考えているのは、30人以下学級が実現すると、例えば、今年2クラスのところを全部3クラスにすることができるというところが一つ生まれてくると思います。そうすると、その学年を担当している教職員の数、それから学校全体の数も増えると思います。そういったときに、例えばその職員が2人よりも3人になることで、それぞれの教科の専門性とか得意な指導分野の専門性を生かしたような指導をより行うことができるようになったり、それから学年の人数、子どもに対する教職員の人数が増えることで、例えば子どもたちの興味関心に応じてグループを分けて個々に応じた指導を行っていくとか、そういう教育できる幅も広がるのではないと考えています。

磯部委員　　専門性の高い指導ができること及び個々に合わせた指導ができるということで受け止めました。ありがとうございます。

星委員長　　ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで請願者に対する質疑を

終結します。新潟県教職員組合魚沼支部書記長、勝又啓太様、傍聴席にお戻りください。

委員会を代表してお礼を申し上げます。丁寧な説明をいただき心から感謝いたします。本委員会として、御意見を今後の委員会調査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。以上で、請願者の趣旨説明を終わります。

紹介議員から補足説明はありませんか。(なし)

続いて、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許します。

渡辺委員　今回、30人以下学級、これから審査するわけですが、魚沼市としては毎年これは可決して意見書として国のほうに提出させていただいております。今話を聞くと、やはり徐々に35人以下学級が進んできているというところで、さらに30人以下学級ということだと思うんですけれども、本市として今再編を考えているわけですが、今のところ国の標準の指針に沿った35人の人数で今後の再編について検討されているのか、まずは確認させてください。

樋口教育長　学区再編につきましては一般質問でも質問をいただいておりますけれども、今検討中というところで、10月に答申という形でいただきますけれども、学級数につきましては今年度6年生まで35人学級が完了していますので、今のところは35人学級というところで学級数は見えています。中学校も順次35人が進む予定ですがまだ確定してませんので、中学校のほうは40人学級等で見えていますし、何よりも再編の場合は市内全体の出生数とかも大きな数になりますので、そこをポイントにしながら検討を進めています。

渡辺委員　国の考え方に対して市がどう考えているかというところはなかなか言いづらいとは思ってはおりますけれども、30人以下学級に仮になったとしたとき、魚沼市としてはやはりきめ細やかな教育ができる体制をこれから組んでいくに当たってメリットなりデメリットなり、もしあると考えているようでしたら教えていただきたいと思います。

樋口教育長　今現在35人学級ですけれども、やはり魚沼市の小学校を見ますと、ほぼ学年単学級、小出小以外と湯之谷小の一部以外は各学年単クラスになっています。例えば湯之谷小学校ですと、4年生が37人、5年生が36人です。1年生、2年生も30人ちょっとぐらいですから、35人学級編成だと1学級ですけど、30人学級編成になると2クラスになるという、その辺のはざまの学級が多いです。30人学級にすることによって学級数が増えていくというメリットは非常にあると受け止めています。

渡辺委員　魚沼市はこの30人学級になることによって非常に子どもたちの教育環境が大きく変わって、今の教育長の話ですと魚沼市の子どもたちにとっては良い環境がつくれるのではないかなと推察させていただきました。その上で、私は今まで魚沼市は加配ですとか非常に他市に比べると充実しているなと思っておりました。ではほとんど全部単費なのかなと思ってたんですけれども、今の参考人の方の説明を聞きますと、既に国のほうでこういった加配ですとか、そういった配置増の予算がついているということでした。魚沼市としては、これは通告してないので数字などちょっと分からないかもしれませんが、ただそういうものがあるのかどうかと、それに対して魚沼市としては単費でもってかなり出していってらっしゃると思うのでその辺りの考え方とかを聞かせていただけたらと思います。

樋口教育長　教員についての加配は県からの配置になりますので、国のほうで加配の制度を幾つか持っていて、例えば生徒指導困難校に対しての生徒指導加配とか、それから小

学校5年生、6年生の高学年向けの教科専門の配置加配とか、理科加配とかという、幾つかの国の制度の中で種類があります。それに基づきまして当てはまる条件等をクリアしながら、各学校の要望を基に市教委としては県に配置の要望を出します。ただ県も全体を把握して配置をしますので、要望が全部通る場合もあれば、半分しか通らない場合もあるという状況です。使える加配の制度はみんな使いながら県へ申請をして、その年度ごとに様々な加配をいただいているということです。加えて市費としては、会計年度任用職員として学習支援員ですとか、特別支援教育のサポーターですとかを配置をしております。そちらについても人的補充ということで現場からは大変ありがたいという評価をいただいております。

渡辺委員 確認ですけれども、そうすると県のほうで国からの予算がついている加配の職員と、そしてまた市のほうは単費で市としてさらに会計年度任用職員さん等で教育の充実を図っていると捉えてよろしいですか。

樋口教育長 教員以外の市の会計年度の場合も、職種によって国、県から補助が入ってくるものもあります。例えばSSSと言われているスクールサポートスタッフなどは国も法改正をして学校教育の中に位置づけましたので、国の補助、県の補助と市が受け持つ分ということで職種によってちょっと違いがあります。

古田島委員 1点だけ。先ほど教育長の答弁の中で、中学校に関してはその人数はまだ確定していないというお話でしたけれども、請願書の中でも2026年度から中学校に関しては段階的に減らす方針であるということでございますけれども、国のほうからそういった、2026年は来年度なので、方針とかはまだ示されていないという理解でよろしいのでしょうか。

樋口教育長 大臣同士の折衝の中では確定していると受け止めていますし、文科省のほうからも35人になった場合に教室が足りるかというような調査も来ていますので、恐らく通っていくと思いますけれども予算がまだですので、そういう意味での答弁でした。

星委員長 ほかにありますか。(なし)なければ、これで質疑を終結します。

本件につきまして、討論を省略し採決することに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定しました。

これから、請願第2号、「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める」に係る意見書の採択を求める請願書を採決します。お諮りします。本件は、採択することに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、請願第2号は採択すべきものと決定されました。

星委員長 本請願を採決しましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について協議します。意見書を配付します。

〔意見書配付〕

星委員長 配付漏れはありませんか。(なし) それでは、議会事務局長から朗読させます。

坂大議会事務局長 それでは、今ほど配付させた2枚目になりますが、読み上げさせていただきます。(資料「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める」に係る意見書(案)」により説明)

星委員長 お諮りします。ただいま朗読のあった意見書で異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは、本会議で採択されたときには委員長が提出者となり、委員会で発議することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定されました。

(2) 議案第 85 号 魚沼市印鑑条例の一部改正について

星委員長 日程第 2、議案第 85 号 魚沼市印鑑条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ありません。

星委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 85 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第 85 号 魚沼市印鑑条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第 86 号 魚沼市体育施設条例の一部改正について

星委員長 日程第 3、議案第 86 号 魚沼市体育施設条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

星委員長 質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 86 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第 86 号 魚沼市体育施設条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第 91 号 権利の放棄について

星委員長 日程第 4、議案第 91 号 権利の放棄についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 市民福祉部長から補足説明をさせていただきます。

吉澤市民福祉部長 それでは、議案第 91 号につきまして補足して御説明申し上げます。資料 030、議案第 91 号「権利の放棄について」資料とあるものをお開きください。貸付に至るところから現在までの経過についてまとめたものであります。全ては読み上げませんけれども、読み取りをいただきたいと思います。(資料「議案第 91 号「権利の放棄について」資料」により説明)

星委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

古田島委員　私は今年から議員になったわけですが、これは過去に該当する委員会で報告等があったのでしょうか。

吉澤市民福祉部長　まずその訴えの提起についてという平成26年の段階で、これは当然議決が必要でありますのでこれについてはその前後で委員会、それから本会議等で説明をし、また質疑を受けているというところであります。その後については、委員会の中では特に御説明をしていなかったと認識をしております。

古田島委員　ちょっと勉強不足で細かいところが分からないんですけれども、平成26年に委員会・本会議で説明をした。その後、全くしていなくて、時効が成立したから今回こうやって上げるというのは何か違うんじゃないかなと思うんですけれども、合っているんですか。

吉澤市民福祉部長　一般的に、その債権についての1件1件を報告したり調査されたりということはないです。今回、議決なので当然こうやって御説明しているわけですが、一般的な債権管理として個々の案件について御説明したりということはこれまでもなかったものと考えております。

磯部委員　この資料に、民法で定められている消滅時効の成立要件が書かれているかどうかはちょっと私判断しかねるんですけれども、その辺りどのような形で時効が成立したか、教えていただければよろしいでしょうか。

吉澤市民福祉部長　私債権ですので、民法であります。時効10年ということで、平成27年の7月に判決が確定して、そこから起算して10年ということになります。民法ですので、債務者からの時効の援用がなければそれはまだ時効というか、時効の援用があつて初めて時効ということになるわけですが、相手方が所在が不明であり、その意思が確認できないということで、回収ができないと判断し今回提案に至ったものであります。

磯部委員　ということは、時効は援用されていないということなんですね。

吉澤市民福祉部長　お見込みのとおりであります。

渡辺委員　魚沼市としては、令和6年4月から債権管理条例を改正をさせていただいています。その中では、債務名義になったものに対しての強制執行ですとか、そういったものをするようにというような文言もあるかと思っております。今回、強制執行するにしても、住所がなかったのでできなかったというようなこともあるかと思えます。あと、そのほかそれができない場合については徴収停止の手続きを取るですとか、いろいろな今回条例の改正があったわけです。それについて、担当課としてはどのように整備をし、それに合うように何か働きかけるですとか、この件をどのように処理しようとかと考えた経緯があれば教えてください。

吉澤市民福祉部長　債権管理条例につきましては、基本的に議決を経ずに処分ができるという、100万円以下というその改正が前回の改正の一番大きなところだったんですけれども、今回は当然その金額を超えておりますので議決をこうやってお願いしていますが、基本的な考え方としては当然同じでありまして、それになる前に回収の努力を当然する、それからその手続をするということなんですけど、徴収の停止ということにつきましては基本的に私債権の場合、徴収の停止が市行政内部であったかなかったかにかかわらず相手方との時効は継続するということから、特に行政判断としての徴収停止はこの間もしておらず、

結果的には令和4年の法律相談の結果を、市としては手を尽くして、あとは住所が判明したときにまた改めて回収に当たろうと令和4年時点で考えていたものですが、結果的にはそれが分からず令和7年の現在に至ったというようなことであります。

渡辺委員 時効の援用を債権者のほうがしてこないということは、債権者のほうがこちらに支払った場合にはそれが入ってくるということになるかと思うんですけども、そういうことも含めて今回一応時効の完成をもって債権放棄という形を取った後に、相手の方から時効の援用がないわけですから、相手が意思があって払ってくれた場合には払ってもらうのを期待しているというような考え方なのかどうか、お聞かせください。

吉澤市民福祉部長 債務者が時効の援用をしておりませんので、債権としては放棄をしなければ生きています。その場合、返還があった場合は受け入れることができるわけですが、実際の可能性として今後そういうことが起こるであろう可能性は相当限りなく低いということ、これまで10年間全く音信がなかったという方のそれを、相当低い可能性のためにその債権を管理し続けるということよりは、時効をもって債権を放棄するということ、先ほどの債権管理条例の話ではやはり管理することのコストも考えて放棄できる条件を整えたというような意味合いもありますので、それと照らしても今回放棄をさせていただきたいという提案でございます。

渡辺委員 ちょっと私が意図する回答ではなかったんですけど、私は何を聞いたかったかというと、これは債権放棄をしたとしても相手方が時効の援用をせずに払ってきた場合には受け入れることができるんですね。なので、そういうことも期待しているのでしょうか、と聞いたところはなぜかという、この管理条例の改正によって何が一番今回主眼となっているかと言えば、もし徴収停止をした場合には相手に対して通知を出すということが盛り込まれております。それによって相手方は、正直なところいろんな肩の荷を下ろして、そして新たな人生をスタートできるというような、その方々の生活再建の意味もあるという条例改正がなされております。そういった意味で、令和4年の段階で顧問弁護士に法律相談されたかもしれませんが、令和6年に当市は条例改正したわけですから、所在が分からなくて、御両親に住所を聞いても恐らく教えてくれないというようなところだと思うんですけども、例えばそういった手続を踏んで通知を出すことによって、相手方が多少でも気持ちが楽になって、また生活再建に前向きになっていただけるというか、そういった意味合いもあるので、そういった検討がなされたのかというつもりで聞かせていただきました。

吉澤市民福祉部長 令和4年当時の話ですと、とにかく相手方の所在が分からないということから全てが始まっています。徴収停止にするとか、その旨を相手に伝えるかということまでは、正直言って考えが及んでいなかったと思います。もうその時点で所在が分かれば徴収停止というよりは回収のアクションを起こしていたであろうと想像できますが、結局それもできていなかったということでもありますので、徴収の停止の通知というところまでは恐らく考えていなかったと考えます。

渡辺委員 令和4年の当時はそういう状況であったのは承知しております。ただ、令和6年4月から市は条例改正になってそれができることになった時点でどのように考えたのかということをお聞かせいただきました。そこについては考えていなかったということになるのではないかなと、今のお話を聞いていて思います。

もう1点、次の質疑なんですけれども、この方なんですけど、当市だけではなくかなり多くの奨学金を借りていたと思ってるんですけれども、まずは当市を含め幾つの自治体から奨学金を借りていたのでしょうか。

小山健康増進課長 当市のほかですけれども、宮城県で2自治体、長野県で1自治体、あと独立行政法人日本学生支援機構及び公益財団法人国際教育支援協会の機関保証センターの6か所と記録しております。

渡辺委員 全部で6か所は当市を含めてですか。

小山健康増進課長 はい。

渡辺委員 何でこんなに幾つも借りたのかなと不思議ではあるんですけども、最初から返すつもりがなかったのか、それともお医者様になればそれぐらい返せるというつもりで幾つも借りたのか、ちょっと分かりません。それで、今回のこの時効の完成ですけれども、まずこの判決の日をもって一応はそこから時効の時計が回るということかということになっていと思います。それと、平成26年の第3回で訴えの提起については議決をしております。議会の議決の事件の中で、先般和解については議会議決が必要だということで遡って議決したんですけれども、訴えの提起によって判決が出た場合については議会の議決は要らないということでしょうか。

吉澤市民福祉部長 訴えを提起することは議決が必要であります、その後の訴えとその後の判決ということについては議決という案件ではないと認識しております。

渡辺委員 今回の訴えの提起なんですけれども、そのときの状況としては幾つかの、6件でしょうか、それが連名で訴えを提起したのではないかなと記憶しているような気がするんですが、当市単独で訴えをしましたでしょうか。

吉澤市民福祉部長 あくまでも債務者と債権者の関係でありますので、それぞれの自治体で訴えを起こしているかどうか、今は分かっていませんが、この訴訟に関しては魚沼市単独であります。

渡辺委員 そうしますと、全部で1年間ですと360万円の貸付に対して、ここに3万5,212円と、それから64万9,509円が入ってきていると思います。提案内容の中では291万5,279円ということで、元金とそれから遅延損害金、両方を載せていると思うんですけど、それぞれ幾らか聞かせてください。

小山健康増進課長 元金につきましては議案に記載のとおり291万5,279円となっておりますし、遅延損害金につきましては返済期限である平成26年12月8日の翌日から起算し、計算上、本議会最終日までとして計算をさせていただいて、239万1,834円となります。

渡辺委員 そうしますと、連帯保証人の方々ですけれども、連帯保証人のBの方、Aの方、どちらも一応再生計画による返済の計画も最終回まで終わり、そしてまたBの方につきましても破産の手続によって配当見込み金額をもって一応その方々の保証人としての責務というのは終わっていると解釈すればよろしいですか。

吉澤市民福祉部長 委員お見込みのとおりであります。

渡辺委員 それから、この債務者が弁護士に債務整理を委任したとなっております。その債務整理を委任したことによってその後、破産ですとかそういったことがどのような経過で、どうなっていたのか分かりますか。

吉澤市民福祉部長 連帯保証人の2人の方については、そのような再生計画であるとか、破

産ということがなされましたけれども、債務者本人についてはそういうことはないという
か、そういうことをこちらは知ることが今までなかったということでもあります。

渡辺委員 債務者がどのような債務整理を委任してどのような結果になったかというのが、
この提起の中でも明らかになっていかなかったのかどうかというのはちょっと不思議でな
らないです。もしもこの方がきちんと破産なりの手続が終了していれば、ある意味徴収停
止ですとか、そういった手続も取れたのではないかなと思います。この債権管理条例にの
っとってあらゆる手を尽くして、できるだけ回収ということも非常に大事な本市の役割で
はあるんですけども、債務者が次のスタートを切るというところについて、きちんとお
手伝いをするという意味でもこの債権管理条例にのっとった形で粛々といろいろなことを
していくというのがこれからの課題ではないかなと思っております。そうした意味で、今
回本当にいい経験になったのではないかと思います。徴収停止ですとかという手続を取ら
なかったことについてはちょっと残念ではありますが、今後について皆様方、執行部のほ
うはどのようにお考えなのかお聞かせいただければと思います。

吉澤市民福祉部長 市の債権管理全般については、渡辺委員おっしゃるとおり、基本的に当
然取れる債権を回収しないといけませんけれども、それが何らかの事情によって執行がで
きない、あるいはそれによって困窮というようなことがある場合は、しかるべき条件をち
ゃんと満たした上でそれについては執行停止、あるいはそれを徴収しないというような基
準、手続を定めたのが先の管理条例であります。ただ、本件の場合、事情が特殊でもあり
ましたし、債権管理条例は私債権にも及んでおりますけれども、こちらは全く私債権であ
りまして、またその当時市民ということでもなかったということから、やはり生活再建と
いうようなことよりは債権の回収というところで考えてきたところですが、残念ながら時
効を迎えてしまったということで、債権管理全般については委員おっしゃることを十分理
解しているつもりであります。

渡辺委員 最後になりますけれども、債権管理については、できるだけ消滅時効を待つとい
うようなことがないような対応をしていかなければいけないのではないかなと思ってい
ます。そしてまた、今回については先ほど市民福祉部長からも話がありましたように特殊
な事情であり、今回のことをいい教訓にしながら、まだほかにも市の中でそういった債権
があるようであれば、ぜひ令和6年4月から改正されて施行されている債権管理条例をも
う一度見直しながらこれから進めていっていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

吉澤市民福祉部長 債権管理条例につきましては今私がお答えしておりますが、それぞれ債
権を管理している所管課と当然認識を共有して、それについては市の債権管理ということ
で適正に実施していきたいと考えております。

大平委員 今のことに加えて若干疑問があるのでお聞かせください。1点は、本人確認がず
っと取れない、所在が分からないとおっしゃったんですけども、関係自治体機関が全部
合わせて6か所ということでそれらとの連携といいましょうか、情報共有、あるいは所在
であれば税の関係だとか、例えば国、省庁関係とか、地方機関とか様々な公的な機関があ
るんですけども、それらを全て直接調査して所在確認のためにやったのかどうか、そこ
ら辺を聞かせてください。

吉澤市民福祉部長 住民記録上の住所の追跡というのは、この当時は奨学金貸与について本
籍地の記載を求めていたと、戸籍の附票によって把握をしていたということでもあります。

ですので、住民記録上の住所はその時点では正しく追跡できていたわけですがけれども、住民票を動かさないで引っ越すということは十分可能ではありますし、それについてほかの債権がある自治体と連携を取ったかという話、情報交換をしておりますけれども、いずれにしても個人情報があるのでそれを分かったから他自治体に教えるということが簡単にできとは思いませんし、実際分かっていたかと思いますが。なので、これについては住基上の追跡しかしていないのかと言われるかもしれませんが、それについては住基上はしておりますし、それ以外については手だてがなかったということでもあります。

大平委員 制度上難しいという話だと思います。特殊事情だし条例改正まで行った案件でありますので、もう1点はやはり追跡ができなかったというような委員会での報告が途切れて、今回に至ったというのはちょっと解せないと思います。なぜなら、やはり私債権はいっぱいありますという話をされましたけれども、これは特殊事情で、しかも裁判にまで関わった案件でありますし、当時の委員会で大分議論されている記憶もあります。そこは報告を特殊事情としてこの委員会に報告されてしかるべきだったのではないかなと私は思います。今後こういう同様のことがあるとは私は思わないけれども、こういう特殊事情の場合については様々なケースを今後議論する上で非常に大事な部分ではないかなと思うので、やっぱりこういう特異なところについても委員会で少し報告して議論するというのが私はあってしかるべきではないかなと思いますが、それについてはいかがですか。

吉澤市民福祉部長 事態に進捗があれば、恐らくその時点ではしていたはずと考えております。実際のこの間経過から考えますと、平成27年に判決が出てから住所の調査はかけているけれども、いずれも実際にはそこに居住していないと。その後の居所が分からないという状態でこの間ずっと来ていたわけでありまして。こちらから報告するということは、なかなかそのタイミングが実際にはなかったということでありましたが、例えば年度末とかそういうところであるという考え方はあったかもしれませんが、それについては歴代の担当、私も含めて考えが及んでいなかったというところでもあります。

大平委員 今回の例を教訓にするのは幾つかあると思いますので、それらを生かして、防止するという意味ではありませんが、どうやって対応すれば今後いいのか。今出た質疑も含めて教訓にさせていただきたいと思います。以上です。

星委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することと決定しました。

これから議案第91号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第91号 権利の放棄については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ここで内田市長は昨日の大雨、突風の被害の現地調査に向かいたいという申し出がありました。これで市長は退席したいと思いますが、よろしいでしょうか。(異議なし) ここで委員から市長に対して質疑があれば受け付けます。(なし) 質疑なしと認めます。

ここでしばらくの間、休憩とします。

休 憩 (11:05)

(休憩中、市長退席)

再 開 (11:15)

星委員長 それでは休憩を解き、再開します。

(5) 所管事務調査

① 新ごみ処理施設整備関係について

星委員長 日程第5、所管事務調査についてを議題とします。①新ごみ処理施設整備関係についてを議題といたします。本件について執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長 それでは新ごみ処理施設整備について、スケジュール、それから今想定している発注方式等について御説明したいと思います。資料ナンバー100、まず最初のページのスケジュールから御覧ください。(資料「新ごみ処理施設整備関係について」により説明)

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

渡辺委員 それでは、まずスケジュール感なんですけれども、今のところ整備運営事業者発注支援等のところまで発注済みだと説明がありました。もう既に市はこのDBOでもって始まっておりますので、当然PFIに戻るわけにいかないわけですから、それで今私が発注済みだと言ったことについては、これから運営していく人たちに対しての支援をどういう形ですということまで発注されているのか、もう少し詳しく聞かせてください。

吉澤市民福祉部長 現段階ではDBOと決定しているということではありませんので、そこはまず申し上げておきたいと思います。ただ、DBOが圧倒的に実績が多いということで、PFI可能性調査の結果DBOが最もバリューがあるという結果が出ることを想定してはいます。ただし、それについてはまだこれから年度末に続いて成果が出てきますので、最終的にはその結果を見るということであります。この整備運営事業者発注支援というのは、その前段で、例えばどういう見積りが事業費を算定するのに必要かですとか、そういうところを外部コンサルの支援を借りながらそのプラントメーカーとの見積りを徴取したりとか、そういった作業をやってもらっているというところで、この整備運営事業者発注支援そのものがDBOを今決定しているということではありませんので、それについてはまだ検討途中の段階であるということでございます。

渡辺委員 決定していないということは、PFIにはもう戻れませんよね、正直言って。資金調達ですとか、それから設計ですとかはもう既に公共でしているわけですよね。なので、基本構想の段階で公共をある程度想定したとしても、そこから先の基本設計ですとか、そういったところになったらPFIの場合はもうそこから発注すべきだと私は認識していたので、今もう既に市は基本設計まで発注しているわけですから、PFIには戻れないのではないのかなと。今の話の中でDBOと決定しているわけではないということは、逆に直営する可能性もあるという意味でしょうか。

吉澤市民福祉部長 実際にはその可能性は相当低いというか、他自治体の事例を見てもほぼないと考えていいとは思いますが、そのVFMの比較によって判断するところであります

けれども、いつの段階でどの程度可能性が残っているかという話をされますとゼロではないというお答えになりますけれども、実際には相当低いというか、想定していないと言っていると思います。

渡辺委員 直営は想定外だということで一応は今のところ進めているんだと理解させていただきました。そういう意味では、どのように先ほどのどういう支援をしていくとか、金額的にどのようになるとか、そういったことを発注した支援の中で算定していただいて、それを基にして次のそこを請け負っていただく方たちをどのようにしていこうかというふうに捉えてよろしいでしょうか。

吉澤市民福祉部長 スケジュール表に戻っていただきますと、このピンクの新ごみ処理施設整備運営と色づけてあるところの下から4段目、入札公告から事業者決定というところが令和8年度の途中あたりから線が引いてありますけれども、実際の本当に公告するのは令和8年度になってからでありまして、そこで事業者を決定するわけですが、当然その段階では方式をもう定めていないといけませんので、DBOで行くなら行くという内容の公告が必要であるということから、DBOに決定しているわけではないと言いながらも、今はいろんな可能性としてはDBOになるということを想定しつつ内部事務としては進めているという状況であります。

渡辺委員 私がいま一つ理解していないので、もう一回確認させていただきます。この入札公告事業者決定というのは、ここの場面ではまだ新施設建設・設計・工事の事業者の決定であって、運営事業者の決定ではないと私は理解したかったんですけど、そうではなく運営事業者までもこの時点で決定をしていくということでしょうか。

吉澤市民福祉部長 DBOということでありまして、設計・建設・運営を一括して発注するという方式でありますので、そうなりますとここでいう入札公告から事業者決定というのは運営までを含んだ事業者決定という、そのための公告をするということであります。

渡辺委員 そうしましたら、支援等というのが再来年まで続いていくわけですが、今出しているその整備・運営事業者発注支援のところでそういった方たちの育成ですとかこの9年まで支援が続くというのが、どういう支援をしながらなのか、伴走型みたいになっているのか、そのイメージがちょっと分からないので教えてください。

吉澤市民福祉部長 発注方式も本市としては初めてになると想定されますし、実際ごみ処理施設については事業者側が実際のノウハウとか著作権等の権利関係も含めて持っているの、市の発注担当の直営ではとても交渉が現実的には不可能であるということから、その支援は発注側としての魚沼市の支援をしていただくのがこの運営事業者発注支援等というコンサルティングの業務であります。

渡辺委員 そうしますと、実際には焼却炉を扱う事業者が中心となって運営事業者を選定していかなければいけないのか、どういう形にせよそうなるのではないかと。そういう中で、今回市としてもこういった事業を初めてであり、できるだけその市の主体性というのかな、そういったところを支援していただくための事業であると理解してよろしいですか。

吉澤市民福祉部長 あくまでも発注側の支援ということでありまして、そのようなことで考えております。

渡辺委員 心配されることの一つとして、どうしても焼却炉の事業者さんが中心になった運

営主体になってくると、交渉相手がそちらになるわけですよね。そのときに事業者としてのやっぱりトップというんでしょうか、そういったところについてはやはり魚沼市の方たちがかかなり関わっていきける、魚沼市の中にもいろんな事業体がありますから、そういった人たちが一緒になって関わっていきけるような、魚沼市で事業を起こしてる方たちと焼却炉の方たちとがうまく一つの事業体をつくっていただく。これは私の想像ですけど、事業者が集まっていくのではないかなんて思っています、1社じゃなく。そういう中で、魚沼市の中の事業者としても誰かがトップになるとかではなくて、できればいろんな事業者の方々が話し合いをしながらやっていきけるような、そういったものが私は一番いいのではないかなと今考えております。

市として、今その支援事業者の方々とどんなお話をされているのか。どういう事業形態の人たちをこうやっていきたいみたいなどころが、もし話し合われているのであれば教えていただけたらと思います。

吉澤市民福祉部長　　実際そのノウハウを持っている、施設の大部分を占めるのがプラントでありますので、どうしてもそちらと交渉ということになる部分が大きいとは思いますが、一方で地元雇用でありますとか、地域にいわゆるお金が落ちるとかというようなこともお話は当然いただきますし、それも考慮すべきことだとは考えております。例えばJ Vの組み方でありますとか、特定目的会社を設置することにするか否かというようなことも今検討中でありますけれども、ただそこもあくまでDBOということになった後の話ということで、今お話しできることがございません。配慮すべきことは当然いろいろあることは承知しておりますけれども、一方であんまり発注を細かく分けて直営の部分が残るようなことでありますと、DBOのメリットがあまり生きないということもあるので、そこはちょうどいいところを探しながら今検討中ということで、今日はそのぐらいまでということにさせていただきます。

渡辺委員　　そうしますと、それは来年の入札公告ということですので、どういった事業体とか、どのようなところに事業者を決定していくための大枠ですとか、決まり次第またここで報告していただけるということでしょうか。

吉澤市民福祉部長　　委員会にはその進捗の段階ごとに報告したいと思っておりますし、場合によってはその発注方法ですとかはほかの委員会にまたがる部分もあるかもしれませんので、そこは内部でもまた検討したいと考えております。

古田島委員　　渡辺委員が話したこととかぶるんですけれども、ごみ処理場をDBOでやるということで、令和8年入札ということはそろそろ、当然どういった入札資格案件ということも考えなきゃならないと思うんですが、やはりプラントの業者は限られているもので一番おいしいところは当然持っていかれても致し方ない。やはり地元にお金が入るような入札条件にしていいただければと思いますがいかがでしょうか。

吉澤市民福祉部長　　先ほど渡辺委員にお答えしましたとおり、そういう視点が当然必要だと考えております。まだJ Vの要件でありますとか、その運営についての考え方というのは、ちょっと今日お話できる部分はございませんけれども、それはこちらも検討しているところであります。

渡辺委員　　私、改選になって委員会が変わったので確認なんですけれども、今既に焼却炉の方式というかはもう決定済みで、焼却炉の事業者も決まっているということでしょうか。

吉澤市民福祉部長　　まだであります。焼却炉の方式についても、事業者についても、まだであります。

星委員長　　ほかにありませんか。(なし) なければこれで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

② 旧入広瀬中学校校舎及び入広瀬体育館の解体について

星委員長　　次に、②旧入広瀬中学校校舎及び入広瀬体育館の解体についてを議題といたします。本件について、執行部に説明を求めます。

大塚教育委員会事務局長　　旧入広瀬中学校校舎及び入広瀬体育館の解体について説明いたします。資料はございません。

この解体工事につきましては、7月定例会で調査設計費の補正予算の議決をいただいたところでありますが、アスベスト調査業務委託と解体工事の設計業務委託につきまして、7月24日付で契約を締結しまして、現在調査と設計を進めているところです。アスベストにつきましては、8月に検体を採取して現在検査機関で分析中であり、設計は建設当時の設計書等を基に数量を積算中というところであります。

今後、解体工事の予算につきましては、当初は本定例会最終日に補正予算の提出を検討しておりましたが、工程の調整や発注のスケジュールを精査した上で本定例会最終日、あるいは次回の定例会に予算の補正を提出させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、解体工事が周辺に及ぼす影響を把握するための家屋調査等が必要になる場合もあるため、予算の提案の際には併せて必要な経費も計上したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

星委員長　　これから質疑を行います。質疑はありますか。

渡辺委員　　解体工事予算は本定例会最終日になるか、次になるかということなのですけど、これから入札とかということになるということですよ。スケジュール的に。

大塚教育委員会事務局長　　解体工事につきましては、今工事費の設計をしているところですので、それを受けて成果が上がってきた後に発注になります。それを発注の前までに予算の補正、建設工事費、解体工事費の予算の補正をしていただきたいというところでの、どの段階で補正を出せるかというところで今細部のスケジュールを調整しているところになります。

渡辺委員　　了解しました。予算の設計が会期末までにできるかどうかはまだ確定ではないということで、理解していいんですね。

大塚教育委員会事務局長　　この設計自体は11月中旬にならないと上がってこないんですけど、設計が完全に上がってこない状態でもこの会期末に上げないとスケジュール上間に合わないおそれがあるということで、まだ設計が上がっていない段階ではありますけれど、予算の補正だけはさせていただきたいと当初は考えていたのですが、発注のスケジュールを精査したところ12月定例会でも何とか間に合いそうだということで、そこら辺の最終的調整を行っているというところでありますのでよろしくお願いします。

古田島委員　　当然解体工事では変更ありきというのは十分理解するんですが、ここ続けて解

体工事、アスベスト関連でいろいろ言われています。当然検査もそうですけれども、そこら辺も踏まえて「いい工事でした」と言われるような工事にしていいただければと思いますがいかがでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 100%変更がないということはなかなか難しいところではありますが、可能な限り努力したいと考えております。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) なければこれで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

③ 魚沼市教育大綱の改定について

星委員長 次に、③魚沼市教育大綱の改定についてを議題といたします。本件について、執行部に説明を求めます。

大塚教育委員会事務局長 魚沼市教育大綱の改定について説明いたします。前回の委員会で、教育大綱の改定のスケジュール等について概要を説明したところですが、大綱の骨子案につきまして岡部学校教育課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

岡部学校教育課長 それでは、私のほうから魚沼市教育大綱の策定について説明をさせていただきます。(資料「魚沼市教育大綱の策定(改訂)について」により説明)

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

磯部委員 第三次魚沼市総合計画がこの計画の上にあると理解しておりまして、そこでは人口フレームで総合計画の施策によって社人研の推計を上回るような、目標人口を設定されているかと思うんです。この裏づけが魚沼市こども計画に記載されることになるかと思うんですが、この目標計画をざっくりどのようにして達成する計画なのか、もしお分かりであれば教えていただけますでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 今こども計画の話がありましたけれども、こちら教育大綱でありますので、こども計画はまた別になります。そのような御理解でお願いしたいと思います。

渡辺委員 この教育大綱がどういう位置づけになるかといえば、教育大綱の下のところ子ども・子育て支援事業計画ですとか、それから生涯学習推進計画ですとか、そういったものがぶら下がるという言い方は変ですけどもそういったイメージですか。

大塚教育委員会事務局長 生涯学習の関係につきましては、この教育大綱の下にぶら下がる形にはなってくると思いますし、子ども・子育ての関係につきましても一応教育大綱の中ではこういう形で総合計画に整合を図って書いてありますけれども、教育に係る部分とまたそうでない部分とありますのでオーバーラップしてくる部分はあろうかと思えます。

渡辺委員 そういう意味において、先ほど磯部委員から質疑があったのは、社人研の推計を上回る人口ビジョンが示されている中で、ではこの教育大綱あるいは教育大綱にぶら下がっているいろんな計画の中で、どのようにそれを達成していくための文言になるのか、構想になるのか分かりませんが、そういったものをどんなふうにして盛り込んでいくかという意味だったのではないかなと思っているんですけど、その辺りはどのようにお考えですか。

大塚教育委員会事務局長 教育大綱につきましては、割と大きくくりな大綱という形になっておりまして、細かくその中に目標値を設定するとか、そういったものは出てきません。で

すので、当然第三次総合計画と整合を取る形とする予定にしておりますけれど、その第三次総合計画の中でそうした人口フレームの達成に向けての計画になっておりますので、総合計画と整合を取る形になっておりますので、おのずとそういった達成に向けての内容になってくると考えております。

渡辺委員　そういう内容になってくると言ったということは、この教育大綱の中で人口ビジョンも含めて、この魚沼市の子どもたちの教育ですとか、また生涯学習ですとか、住みやすさですとか、そういったものがしっかりとその下にぶら下がる、あるいは上位計画と整合性を持つための文言がしっかりとうたわれることによって、下位計画も主体性を持った計画ができてくるかと思います。実施計画に当たっても。ですので、やっぱりこの教育大綱の中で人口ビジョンのことを達成するための、言い回しという言い方も変ですけど、確かに大枠ではあるんですがそこがしっかりと打ち出せるような文章力が必要ではないかと思うんですけどもいかがですか。

大塚教育委員会事務局長　教育大綱につきましては、こちらにお示しをしました（４）の基本目標と基本施策、この内容にとどまるようになりますので、これ以上の細かい内容については教育大綱にはうたわれませんので、教育大綱としてはここまでであり、総合計画の子育て・教育部門の内容と今現在同じになっておりますけれど、そこからさらに細かい実施計画的な部分につきましては、教育大綱以外の部分で計画していく形になりますので、大綱の中にはそうした細かいところの記述というものはしない計画になっておりますので、御理解いただければと思っております。

渡辺委員　数字目標ですとか、そういったことを私もこの教育大綱の中にうたえないというのは十分理解しています。細かい計画もですね。ただ、この教育大綱は（４）のところに１番から４番まであるわけですが、人口ビジョンのところが意識しながらつくられているんだなというところが分かる、そのつくり方の工夫が必要ではないかという意味だと思います。その辺りはぜひ御理解いただきたいと思いますが、いかがでしょう。

大塚教育委員会事務局長　人口フレームの部分、総合計画で想定した部分について、そういったことを想定しながら総合計画が策定されるわけでありまして、その総合計画の部分とこの教育大綱の部分、同じ目標と基本施策が入ってきますので、その総合計画でそういったことを目指している部分の計画が教育大綱と一致してきます。おのずと人口フレームの部分で達成しようとしていることにつきましては、目標、施策というところで、委員おっしゃることにつきましては大綱の中で目指すことと一致してきているのではないかと考えております。

渡辺委員　総合計画の中の文言がまたここにも反映されてくるんだから、総合計画の中でしっかりそういったことが反映できる文言をしっかりと組み込んでいくんだなと理解させていただきました。

先般出てきたスケジュールの中にはパブコメのスケジュールがなかったんですけども、これもやはりパブリックコメントの予定をしていらっしゃるのでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　こちらにつきまして、第三次総合計画と整合させていくということで基本的には考えておりますので、この大綱自体でのパブリックコメントは今のところ予定はしていません。

星委員長　ほかに質疑はありませんか。（なし）なければこれで質疑を終結します。本件につ

いては、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

では、午後いらっしやらない樋口教育長に対して何かあれば受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。(なし)

午後からは、小山健康増進課長と岡部学校教育課長がいらっしやいませんが、よろしいでしょうか。(異議なし)

ここでしばらくの間、休憩とします。

休 憩 (11:59)

再 開 (13:00)

星委員長 では、午前中に引き続きまして進めていきたいと思います。

④ 魚沼市生涯学習推進計画の改定について

星委員長 次に、④魚沼市生涯学習推進計画の改定についてを議題といたします。本件について、執行部に説明を求めます。

大塚教育委員会事務局長 それでは、魚沼市生涯学習推進計画の改定について、ここまでの経過を報告いたします。資料はございません。

第1回の生涯学習推進計画策定委員会を令和7年8月7日に開催したところです。策定委員は社会教育委員、文化協会、スポーツ推進審議会等の皆さんで構成された生涯学習推進会議の委員と市民公募の委員の計14人で、第1回目は会長・副会長の選出と計画策定のスケジュール、アンケート案に対する意見出しと、生涯学習文化スポーツの各分野の現状と課題などを話し合いました。

第2回目の会議は、昨日9月10日に開催し、主にアンケート調査項目等について検討を行いました。

今後、準備ができ次第、13歳から89歳までの市民から無作為抽出した1,000人にアンケート調査を実施する予定としております。進捗状況につきましては以上となります。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) なければこれで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

⑤ 魚沼市こども計画の策定について

星委員長 次に、⑤魚沼市こども計画の策定についてを議題といたします。本件について、執行部に説明を求めます。

大塚教育委員会事務局長 こども計画の策定について説明いたします。去る7月30日に第2回子ども・子育て推進会議を開催し、令和6年度の事業評価やこども計画の構成案の検討、子どもからの意見聴取の対象や時期の確認等を行いました。

計画の構成案とアンケートの実施状況につきまして、資料の概要を浅井子ども課長が説

明しますので、よろしくお願いいたします。

浅井子ども課長　それでは、こども計画策定について説明をさせていただきます。現在の進捗状況ですが、7月に実施しましたアンケートの結果を今取りまとめているところです。この結果を基に素案の作成を進めています。また、並行しまして現在子どもの意見聴取を開始いたしました。こちらは約1か月間、10月初旬をめどに完了するように考えております。その後になりますが、10月の子ども・子育て会議のところでは素案という形で提示できるように進めております。

資料について説明をさせていただきます。(資料「魚沼市こども計画の構成(案)」「アンケート調査の結果」により説明)

星委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

磯部委員　午前中の質問と全く同じ質問になるかと思うんですが、第三次総合計画の人口フレームでは政策によって社人研の推計を上回る目標人口を設定しているかと思うんですが、その裏づけはこのこども計画だと認識しました。こちらはどのような施策によって達成する計画か、教えていただいてよろしいでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　実際のところは、このこども計画ともう一つ、既に昨年度末に策定しました第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画というものがあるんですけど、大きくはこの2つの計画によるということになるかと思います。社人研の人口フレームを上回るということでもありますけれど、本市の人口フレームにつきましては社会増の部分ですとか、合計特殊出生率の増加とか、そういったところを何とか上向きにすることで人口フレームについては社人研を上回る推移をさせたいということだと思っております。そうしたところで、こども計画では、国のこどもまんなか社会を受けての計画となっておりますけれども、子どもが健やかに成長できることの支援ですとか、子どもを育む家庭への支援、あと子ども・子育てを支えるまちづくりですとか、要は子どもを産み育てやすい環境をつくるということで、出生率の増加とか、そういったところに結びついていけばいいのかなというところになるかと思います。ただ、様々な施策を打つに当たって、それが具体的にどこまでそういった数字に反映されてくるのかということになりますと、実際の人口推計の総合計画の基礎となる部分を御覧になったかもしれませんが、2050年とか2060年度に向けて社人研を上回るような推計になっておりますけれども、ただ実際人口そのものは残念ながら下がり続ける。その下がり続ける部分を少しでも緩和していこうとなっておりますので、そういったところに効果につながるような施策につながっていけばいいのかなと考えているところです。

磯部委員　そちらの第三次総合計画において、先ほど合計特殊出生率の話をされていたかと思うのですが、根拠でしっかり「2050年に合計特殊出生率2.07%達成」ということを目標として掲げているわけです。段階的に引き上げると書いてありますけれども、この計画の冒頭にも書かれていますが「我が国では1.15%である」と、大変厳しい水準であることが示しているわけです。先ほどおっしゃったように、人口の自然減と社会減という2つの要因がある中で、今回この計画では自然減のほうに着目が当たるとは思うんですけれども、2050年に2.07%という具体的な数字を掲げている以上、第三次総合計画が2035年の10年後が目標になるかと思うんですが、そこでの合計特殊出生率の目標であったり、このこども計画も4年のものだとは思いますが、そこでの数値というものはある程度出さないと

いけないんじゃないかなと認識しておるんですが、その辺りはいかがでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 何十年後か、その2050年とか、割と長期的な目指す数字として設定をしたということだと思いますけれども、ただ5年ですとか10年単位での合計特殊出生率、こういったものにつきましては数字を、その部分について目標を設定して、そこを目指すということは非常に難しいと考えております。というのは、子どもを産み育てるということにつきましては、単純に施策がダイレクトにそこに直結してくるというものだけではないと考えておりますので、様々な社会的要因もあるでしょうし、個人個人の様々な理由ですとか状況にもよることだと思います。このこども計画の中には、そうした部分の合計特殊出生率の目標は設定をしないと考えております。

磯部委員 合計特殊出生率をこの計画の中では設定しないということは非常によく分かりました。人口の増減に関しても、合計特殊出生率だけの問題ではないということもう周知の事実だとは思っています。ただ、その中でもう2050年以降で2.07%という高い目標を達成すると総合計画の中でうたっている。これは非常に勇気が要ることだと思いますし、個人的にはチャレンジしていただきたい、すばらしいことだと思うんですけれども、やっぱり計画として掲げる以上は責任が伴ってしまうと思うんです。だから数値を掲げてほしいというわけではないと思うんですけれども、今考えることを放棄するわけではないと思いますが、具体的な施策を講じないということではなくて、どうやったら達成できるかという緻密な計画、緻密な施策というのを本気になって考えたほうが私はいいと思うんです。でなければ、目標はそもそも掲げちゃいけないものなんじゃないかなと思いますし、目標をただのお題目にしちゃいけないと思うんです。そこはちょっと強く御認識していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 おっしゃるとおりだと思います。ただ、この人口問題に関しましては、何度も繰り返しますが、社会的な増減の部分と出生の部分とそれぞれ絡み合ってくる部分で、次の一般質問等に入ってきてしまう部分もありますけれども、結局その要因の大きいところは子どもを産み育てる世代の人口の部分ということも非常に大きな要因となっていております。こども計画で定めていく計画、もちろんそこにつきましては委員おっしゃるとおり、今現在でも魚沼市は経済的支援であつたりですとか、様々なかなり他市に比べても相当手厚い支援をやっているところでもありますので、そうしたところに加えてどういったことができるかということも含めての計画はしっかりしていかなければならないと考えております。そこら辺につきましては、具体的な数値目標としては委員おっしゃることは十分承知の上でということになりますけれども、あえてその部分につきましては設定はしないで、またそれぞれ別の項目において目標を立てながら最終的な人口減少に少しでも歯止めがかかるような施策につながっていけるような計画づくりをしていかなければならないと考えております。

磯部委員 今おっしゃることは非常に理解できました。私も必ずしも数字を盛り込むことが目標ではないと思うんですが、今のお話を受けて、様々な要因が絡み合っていることは非常に理解しておるんですけれども、2050年の人口ということ考えたときに、大切なのは25年前の今の我々の取組だと思うのです。今の一挙手一投足のこの取組が、25年後の将来の人口、将来の魚沼市をつくっていくと思います。そこに向けては、数字を必ず盛り込んでいただきたいというわけではないにしても、計画として掲げる以上は施策、具体的に緻

密に本気になって考えていただくということはしっかりやっていただきたいと思います。以上です。

古田島委員 ホームページの市長の部屋で、住みやすい日本一を目指しますというページがあるかと思います。その中に、人づくり、子育てのまち日本一を目指す魚沼市というものがあって、チラシをつくっています。子育て日本一を目指すという文言も、たしか総合計画にも出てこないし、どこの計画にもそういった文言が出てこないんですけれども、そういったチラシとかも作ってこういったことを目指すのであれば、どこかの計画に子育て日本一という文言があってしかるべきだと思います。このこども計画には、そういった文言は入れる予定とかあるんですか。

大塚教育委員会事務局長 委員おっしゃるとおり、チラシに子育て日本一を目指すというキャッチフレーズを入れてあります。それにつきましては、市民の皆さん向けであったり、魚沼市に引っ越してきたいと思っていただけるような、そうした外向けのキャッチフレーズでもあったりとかする部分であります。ただ、チラシに載せるキャッチフレーズの部分と、また計画として5年、10年とこの先続いていく計画の中でそうしたキャッチフレーズの中で、じっくりくるものかどうかというところは十分検討しながら、また今の委員の御意見も参考にさせていただきながら検討していきたいと考えております。

大平委員 調査結果ですけれども、若者の意識と生活に関する調査の回収率が他の調査より格段に落ちている。これはいわゆる高校生だとか大学生だとか、そういう学生の方々に直接配付したのではほかのアンケートと同じような形で低いのか、それとも何かほかの原因があるのか、ここはどうなのでしょう。

大塚教育委員会事務局長 まず、小中学生につきましては学校を通してアンケートをしていただきましたので、回答率について高くなっております。それから、保護者につきましても学校を通じて案内文を配付させていただきましたので、回答につきましては割と御協力をいただけたというところです。若者の意識と生活に関する調査につきましては18歳から39歳の市民ということで、こちらは抽出して回答していただくというものになっておりまして、一般的なこうしたアンケート調査の回収率は大体30%いけばおおむね大丈夫だという数字で、平均的な数字のところはクリアしております。こちらにつきましては特に学校を通じてということではなくて、通常の郵送してお願いするアンケートになっておりますので、子どもたちのアンケートに比べればちょっと低い数字になっておりますが、30%という回収率につきましては十分だったかなと考えております。

大平委員 高校生とか小中学生の方々はいいんですが、その下です。「声を聴かれにくいこども・若者」とありまして、障がいの方だとかちょっと確認が難しい方々か、乳幼児なのかなど。いわゆる、保育所や保育園の子どもたち。これは聴取は非常に困難を極めるんじゃないかなと思いますが、ここに書いてあるようにヒアリングが難しければそういう直接子どもというよりは、例えば支援員の方を通じて聞くとかというように理解してよろしいですか。

浅井子ども課長 聞くのは直接子どもたちに、支援員さんたちを通して、手伝っていただいて聞くという形を取ります。例えばですけれども、ほかの大人がいてなかなか難しいところは、私どもは出向かず支援員さんに教室等の場所で聞いていただくというやり方、今施設の方と打ち合わせをしている中でそういうやり方がいいんじゃないかということで話を

しています。ここに書いてあるような、右側の次第の内容についてとにかく子どもたちから聞き取るという形を取っております。

大平委員　　こういう形は今回初めてですか。以前にもこういう形で聞きましたか。

大塚教育委員会事務局長　　少なくとも、教育委員会でやっている計画につきましては初めてになるかと思います。

大平委員　　子どもの権利条約をうたっていらっしゃるので、それに基づいて子どもの意見表明権なんかも加味して施策に生かそうという、そういうことだと思い、非常にいいことだと思います。実際にヒアリングを通して計画にどのように生かされたかという、そういうものは分かるようにするんですか。例えば子どもから、若者から聴取したものが反映されていると分かるような形にするのか。それとも混ぜ込んだりするのか。どのような形になるのでしょうか。

浅井子ども課長　　最終的に、施策の中に混ぜ込んで反映させていくような形を取ります。ヒアリングの結果がこうでしたと抜き出すような形ではない形になります。子どもたちから直接意見を聞くというのが、子どもたちが自分たちの意見を伝えた、自分と同世代の子どもたちが意見を伝えて計画ができているということの意識づけも大事だということで、国のほうはこのやり方を推奨していて、そのやり方をやっているような形になっております。計画ができたときに子どもたちが言った意見が、文言の中には隠れていますが反映されているという、つくるときに直接的に手伝ったということを、子どもたちも参加したということ意識してもらうような形です。

大平委員　　せっかくヒアリングするのであれば、そういう分かるような形で。せっかく子どもたちから取った意見が、私たちの意見がこの計画にこういうふうに反映されたということが彼らの前で分かるようなフィードバックをちゃんとしたほうがいいと思う。混ぜ込んだりするのであれば。そうであれば、私たちの意見、言ったことが形になったというのは非常に関心も高まるし、むしろそういう計画をつくって、それがこれからも含めて施策に反映されとなればすごく変わると思うんです、意識が。私たちもそう思うし、当事者の方たちは非常に大きな影響を受けると思うので、ぜひお考えになっていただきたいんですけどもいかがですか。

大塚教育委員会事務局長　　今ほどの委員の御意見につきまして、先行する他自治体の計画なども参考にしながらまた検討したいと考えています。

渡辺委員　　今回出された案についてなんですけれども、「計画の位置づけ」というところの「他の計画との関係」に、魚沼市で第三次魚沼市総合計画がありますと。こども計画と、それから脇に子ども・子育て支援事業計画があって、それと総合計画と整合性を持たせますよと。先ほど魚沼市教育大綱の話をされたときには、教育大綱の中に学校教育ですとか子ども・子育て支援、文化、スポーツ、そして生涯学習と、この4つの柱が入ってくるんだというつくり方になっています。その上で、教育大綱が第三次総合計画と整合性を持たせていくんだから、総合計画の中での文言が、すなわち人口フレームですとかそういったところの目標と整合性を持たせるんですよというお話でございました。そうであるならば、この書き方はちょっと違うのではないかなと。その他関連計画等といって、こども計画、子ども・子育て計画の外にあるよりは、私は魚沼市教育大綱が、形的には子ども・子育て支援計画、それから子ども・若者計画、ここが今二重丸をつけている。今これをやってい

るんですよ、というのは分かるんですけど、この上に教育大綱があって、そのほかこれから出てくる生涯学習推進計画、そしてまたスポーツ計画も今年度改定の予定ではないかなと思っているんですけども、そういったものがあつた上で整合性のこの上にくつついたほうが形としてはいいような気がするんですけど、その辺りはどのようにお考えですか。

大塚教育委員会事務局長　御指摘のとおりだと思うんですけど、実際のところ総合計画とほかの計画の関係については総合計画が最上位にくるという部分がありますけれど、そのほかの計画につきましては厳密にその上下関係ですとか、法令で何か規定されているようなものでもないというところもあります。あるいは、かといってこの前段で説明しました教育大綱があつて、またそこに生涯学習ですとか幼児教育ですとかがぶら下がってくる部分というのがありますので、あくまでもこれポンチ絵というか、厳密に上下関係をこれによって明示するというような図ということでもありません。イメージ図ということで、書き方の問題なのかなと思っております。先ほども厳密に、例えば子ども・子育ての部分が一応教育大綱の中にも教育委員会が所管ということで、そこで計画の中に入れておりますけれど、完全にその法令上、その政策がそこにぶら下がってくるのかというところもそうばかりでもない。先ほどオーバーラップという言い方をさせていただきましたけれど、体系というものを厳密に書こうとすると書けなくなる部分もありますので、そこはイメージ図として違和感がないような形で調整はできるかと思っておりますので、また検討させていただければと思います。

渡辺委員　今の絵ですと、教育大綱はあくまでもその他の関連計画というところで、地域福祉計画ですとかと並列になっています。それよりもやはり、ここに読書活動だとか人権だとか、どこまでがこの計画の中で教育大綱と関連しているのかみたいなのが分かるような絵になっていたほうがいいのではないかなと思いますので、ちょっと検討していただければ。

次ですけれども、子ども・子育て支援事業計画については、これは5年の計画で、昨年度つくったわけです。今回こども計画は4年で計画をして、そして次の子ども・子育て支援計画が改定になる時期に一つの計画としてするという計画になってるかと思います。その上で、今いろんな計画を総合計画とを合わせるような形で今していると、今までのいろんな計画を見てるとそういう形になっていますので、これが本当に4年で計画して、1年前倒しにした子ども・子育て支援計画と同時にこども計画を改定するのがいいのか。今回こういう形ですので4年でもいいのかもしれませんが、逆にこれを5年にしておいて、年度途中で例えば子ども・子育て支援計画のほうを1年延ばすというような形にするという考え方もあつて、その上で次の総合計画の後期計画に合わせていくというような考え方もあるかと思うんですけど、その辺りはどんなお考えですか。

大塚教育委員会事務局長　子ども・子育て支援事業計画につきましては、国の計画の関係との絡みもあつて、令和7年度を始期としております。そういったところで、5年間の計画ということで先にこの子ども・子育て支援事業計画があるわけですけど、実際総合計画の始期と1年ずれているということはおっしゃるとおりだと思っています。一方で、今つくっているこども計画につきまして、次の計画の改定のときには子ども・子育て支援事業計画とこども計画を1本化したいと考えております。今現在は先行する子ども・子育て支援事業計画に合わせて、その終期の令和11年度までということで計画しておりますけれど

ど、計画年度が進んだ段階で、総合計画の始期と改定時期と合わせたほうがいいのか、それとも合わせなくても計画を回していけるのかというところについては、改めてきちんと検討した上で、いずれかの時点でどこか合わせるということもまた検討する必要があるのかなと考えております。ただ、今現在このこども計画につきましては、子ども・子育て支援事業計画のサイクルに合わせていきたいということで予定をしているところです。

渡辺委員 各種計画をやはり総合計画との整合性を持たせるということであれば、先んじてつくるというよりは逆に1年遅れるのであれば、総合計画に合わせてまたいろんなことを計画をしていく、あるいは同時に策定していくということだったら分かるんですけど、子ども・子育て支援事業計画の終期に合わせてしまうと1年前倒しということで、総合計画との整合性を図っていく上ではもしかしたら不都合が出てきたりする可能性もあるとも限りません。今、局長のほうからは今後検討課題だというお話でしたので、その辺をしっかりとまた検討していただきたいと思います。

それから、この計画なんですけれど、計画の対象のところで「本計画の対象は子どもゼロ歳からおおむね18歳まで、及び若者おおむね18歳から40歳未満」ということになっております。ということは、先ほど来、この社会減の話が出てきておりますけれども、まさしくこの18歳から40歳未満の方たちにどれだけ魚沼市にIターン・Uターン・定着していただくという計画がここでしっかりと示されていかなければいけないんだと思います。その上では、先ほど来、合計特殊出生率を2050年に対してある程度の目標を持っていると。確かに一度にそこに行くわけではないから少しずつ、漸進的というんでしょうかね、数字を上げていきたいということであるならば、数字をここには入れないとありますが、そこについてやはりこの子どものところではなく、要するに若者と言われているところに対してどのような支援をしていくかによって、人口増の人口フレームをつくるわけですけども、そこにどう向かっていくかというのが見える形というのはやはり必要ではないかと思います。その辺りは、ここでしっかりつくらないといけないという決意みたいなものが見えるものになっていただけたらうれしいんですけど、いかがでしょう。

大塚教育委員会事務局 長 こども計画で計画する若者の部分につきましては、基本方針の5のところになりますけれども、若者の社会的自立への支援ということがこの計画の目的となっております。それ以上の部分、例えばIターン・Uターンを含めて若い世代の定着ですとか、そういったことを求めるという部分につきましては、ここで計画する計画の範疇からかなり大きく膨らんでくる部分になろうかと思います。そういったことにつきましては、また別の計画に譲るべきではないではないかなと。先ほど磯部委員からの御指摘もありましたけれど、そういったところは当然計画によってある程度意識していくことは非常に重要な部分ではありますけれど、この計画の中でそこら辺まで全てを包含させた計画ということについては、ちょっと難しいのかなと考えております。そこら辺につきましては、この本来のこども計画の趣旨の範囲内での記述にならざるを得ないのかなと考えておりますので、またそういったところも含めて御了解をいただければと考えております。

渡辺委員 もちろん、当然この計画の中でうたわれることに産業計画ですとか、そういったものは出てこないのは当たり前でございまして、この若者と言われているおおむね18歳から40歳未満、そしてその養育する家庭、妊娠期を含むとしますと書いてあるわけですから、当然この方々が子どもを産み育てていく環境をつくることによって、合計特殊出生率

が増えていくと。そしてまたこの支援がしっかりとすることによって、Iターン・Uターン、あるいはここに定着するという計画づくりなんだということが分かるような書き方が望ましいのではないかというのを、先ほど来、磯部委員にしても古田島委員にしても、子育て日本一を目指すと言っているのであればそれがどこかで分かるような形にしていくことによって、若い人たちが子育てするなら魚沼市だよ、ほかの計画を見たら仕事もなかなか頑張ってくれているよねというような計画になっていただきたいという意味ですので、しっかりとその辺はご理解いただき、また市長が子育て日本一だと言っているのであれば、大きく飛躍するような計画をしっかりとつくっていただきたいという意味でございますので、しっかりとお願いしたいと思います。

大塚教育委員会事務局長　この計画の中で、先ほど来、合計特殊出生率という言葉が何度も出てきておりますけれども、そこを特に取り上げるということは非常に人によってはそれはつらい話になってくると思っております。それを行政が、そののみを取り立てて目指していくという組み立てということは、やはりちょっと難しい部分があるかと思っております。計画をつくることによって、魚沼市で過ごす子どもたちですとか若者が過ごしやすく、豊かに暮らせることを目標とする部分だと思っておりますので、その結果としてそういったところが上がってくるという部分については当然いいことだと思いますし、そうあってもらえればいいなと思っておりますけれども、あまりにもそこに重点を置き過ぎますとつらい計画になってしまうんじゃないかなと思っておりますので、そこら辺は十分御理解いただきたいと考えております。

渡辺委員　総合計画で2050年度の合計特殊出生率をこの数字にするという目標があるわけです。ということは、今ここで言われているこども計画では、そこまで要求するとつらい計画になりますと言っているということは、申し訳ないけど総合計画は絵に描いた餅でいいんですよと言っているようなものじゃないですか。きつい言い方をすればね。そうではなく、きつい計画になるかもしれないけれども、このこども計画の中でしっかりと計画をつくった上で総合計画が、よりその総合計画に向かっていく自分たちの決意といった裏づけみたいなものがきちんとあるんだという計画にしていってほしいということを、今ここに委員がみんなおっしゃっているんだと思うんです。特に事務局長である大塚さんがいろんな目標を掲げたときに、職員があまりにも大変になるといけないかなとおもんばかることで、逆に総合計画がなかなか厳しいということになってくるよりは、達成しなかったけれど計画に80%でも60%でも近づいたという計画にしていいただきたいと、思いだけが先走ってるようですけれども、こういった計画には理念や理想や思いというものが表れるようにしていきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

大塚教育委員会事務局長　先ほど私がきついと申し上げたのは、目標達成に対しての活動がきついと申し上げたのではなくて、その出生を増やさなければならないという計画のそういう中身が、目標達成とかそういったことではない別の部分でのきつい、これはなかなかこの場で申し上げにくいことではありますけれど、望んでもできないことですか、いろいろなことがあります。そういったところをあまりにも前面に出し過ぎますと、全ての市民にとって必ずしもそうではないという部分はありますので、結果としてこの計画をやることによってそうしたことが達成されていくのであればそれはもちろんいいことですし、目指すところではありますけれど、そうした数字を前面に出すということは、目標達成に

向かっていく職員がそうした仕事をするのがきついか大変だとかということではなくて、そうしたことを掲げることによってそれを見た市民のほうがかついのではないかという方もいらっしゃるのではないかとということでの発言でしたので、そこら辺につきましてまた御理解いただきたいと考えております。

磯部委員 このまま締めてはいけないなと思ったので、発言をさせていただきますと、そういう個々の事情に配慮しなければいけないというのは分かるんですけども、私の友人にもいます、授かりたくても厳しいという方がいらっしゃるんですけども、そういった方を何とかバックアップするという意味で市は頑張っていかなきゃいけないと思うんです。だから、つらい方もいらっしゃるの分かるんですけども、そういった方も全て包括して支えるんだという意味合いも含めて、合計特殊出生率を増やすために市は頑張っていくんだというふうな意味合いで、ぜひ局長も捉えていただきたいと私は思っています。いろんな考え方があると思うんですけども。だから、そういう方に配慮しなきゃいけないという気持ちはあるのは分かりつつ、でもチャレンジはしていただきたいなと思いますので、そこだけちょっと一つ申し上げさせていただきます。以上です。

古田島委員 先ほどもちょっとお話が出たんですけども、やはり日本語というのは難しいものがあると思います。大綱とかビジョンというものはやはり抽象的であって、方向性を示すものだと思っております。計画とつくものは、その方向を目指して目標を達成するかなってなってくると思っています。総合計画は別物として、先ほど言った教育大綱ですとか、子ども・子育てビジョンとかというものがあれば、やはり先ほどお話があったとおり、体系図もそうですしその計画の位置づけの書き方をやはり考えていかないと、ただでさえ分かりづらい計画がたくさんある中で、ピラミッド式にならなければならない部分がピラミッドということになっていなければ読むほうも分からなくなってくると思うので、そこら辺はやはり考えて記述はしていただきたいと思っております。

大塚教育委員会事務局長 ありがとうございます。あくまでも先ほど来申し上げているとおり、なかなか完全な系統立った仕組みになっていない計画だと思いますので、ただおっしゃるとおりイメージとして分かりやすいような書き方はする必要もあろうかと思っておりますので、そこも含めて検討したいと思っております。

星委員長 ほかにいかがでしょうか。(なし) なければこれで質疑を終結します。本件としては引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

⑥ 行政視察について

星委員長 次に、⑥行政視察についてを議題といたします。10月29日から30日の日程で、詳細はこれからになりますが行程表(案)のとおり視察先が決まりました。このことについて、質疑はありませんか(なし) なければ、このように決定してよろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定しました。

それでは、石川県かほく市、富山県富山市、各NPO法人への質問事項を事前に取りまとめますので、9月25日木曜日までに事務局へ提出をお願いいたします。

渡辺委員 質問事項ですけども、こちらの簡単な案内ですとかみたいなのが皆さんのところに行かないとなかなかどんなことを質問していいかも分からないと思うんですけど、

そういったものを、大変かもしれないですが、事務局から用意していただけたらと思うのですがいかがですか。

坂大議会事務局長 事務局で今、小幡さんからしおりを作っていただいています。毎年見ていただいていると思いますが、あれを見ていただければ各市がどういう状態なのか、見に行くところがどういう内容なのか、まとめたものを今鋭意作っていると思いますので、それはでき次第SDにアップするということによろしいですか。

星委員長 はい。

坂大議会事務局長 ということで、各委員会の今準備は進んでいます。それを見ていただきながら、またそれがなくてもネットで調べれば分かると思いますので、進めていただきたいと思います。

星委員長 よろしいでしょうか。（異議なし）では、次に行きます。

（６）今後の所管事務調査について

星委員長 日程第６、今後の所管事務調査についてを議題といたします。今後の所管事務調査について、令和７年２月２６日の委員会の際、第６期（後期）福祉文教委員会の課題として次期委員会に申し送りを決定した項目に、５月２１日開催の委員会での議題等を追加したものが資料のとおりとなります。これにつきましては皆様から確認していただき、今後当委員会で調査していくべき新たな課題等があれば次回委員会までに委員長へ申し入れをしていただきたいと思います。これに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

（７）閉会中の所管事務等の調査について

星委員長 日程第７、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛てに申し出たいと思います。異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

（８）その他

① 改正鳥獣保護管理法（緊急銃猟の実施）について

星委員長 日程第８、その他を議題といたします。①改正鳥獣保護管理法（緊急銃猟の実施）についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長 御案内のとおり、９月１日に改正鳥獣保護管理法が施行されました。この内容につきまして資料を用意しておりますので、生活環境課長から御説明をさせていただきます。

関生活環境課長 資料は用意してあります。ファイルナンバーは300になります。それでは資料に基づきまして概要を説明させてもらいたいと思います。（資料「改正鳥獣保護管理法（緊急銃猟の実施）について」により説明）

魚沼市の対応といたしましては、いわゆる町なかに熊等が出没した場合は当然追い払いですとか、追跡をしながら住民の安全を確保していくわけなんですけれども、熊が建物に立てこもったりですとか、そういった中で膠着状態になった場合は改正鳥獣保護管理法に基づきまして市長が捕獲の指示を判断してやるというようなことで、今想定をしているところであります。説明は、簡単ですが、以上になります。

星委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

磯部委員　今年も清水川辺神社周辺に、夜間ですが熊が出没したかと思います。もう町なかに出てきているという状況で、夜だったからよかったものの、日中に出没していたら市民に危害が加わった可能性というのは極めて高かったと考えられるんです。ただ、今回の緊急銃猟では、熊等が発生してからでないと対応ができないというところかと思うんですけれども、安全性の確保をする、そうすると出没した情報があってから捕獲までに時間がかかるかと思います。それがどれくらい時間がかかるのかというのと、その間に市民が危険にさらされるリスクというのはどれくらいあるのかというところを教えていただいてよろしいでしょうか。

関生活環境課長　基本的に町なかに熊が出た場合は、警察、消防、市のほうでパトロール等をして熊の状態を確認します。そこで熊がいたからといって、緊急銃猟ということで動き回る熊を捕獲するというのは非常に困難になります。町なかに熊が出た場合は、まずは安全を確保するために市民に周知をしたり、屋外に出ないようにというようなことで注意を図りながら熊の追い払いをしたり、あと建物に閉じこもることがあれば警察とも相談しながら捕獲するような形になろうかなと考えているところです。

磯部委員　即座に緊急銃猟ができるわけではないということが分かりました。

たまたまですが、たしか昨日だったと思うんですけど、新潟日報の投書欄に、熊が人里に出る前に狩猟するだったり、頭数管理について言及されていた市民の方がいらっしゃったかと思うんですが、聞いてみたんですが反響が極めて大きかったとその方から伺っております。今年のような被害や出没のリスクが事前にある程度見込まれる際には、市街地への出没を減らすためにシーズン前から個体数を調整するような、予防的に熊を捕獲する、狩猟するという手法も考えられなくはないかと思うんですが、その辺りのお考えをお伺いしてもよろしいでしょうか。

関生活環境課長　今、魚沼市の捕獲の関係ですけれども、狩猟の期間を除く期間は一応熊の捕獲についても許可をしております。ですので、猟友会さんですとかその辺の判断によりまして、年間を通じて捕獲するケースというのは一応許可をしているところでもあります。

磯部委員　その際に配慮をするのが市民の安全確保とともに生態系も保護しなければならないと思うので、捕獲頭数とかも制限したりですとか、実態のモニタリングとかも必要かと思うんですけれども、例えば熊の行動圏とかから大体今どれくらい熊がいるのか、頭数を把握するような取組とか、そういったものは行われたりしているのでしょうか。

関生活環境課長　魚沼市単独で個体数というのは特に数字は持っていないんですけれども、新潟県では個体数というのは管理をしております、その狩猟といいますか、捕獲する限度はその頭数の12%、あと今はそれに3ポイントをプラスして、今15%というようなことで制限をしているようです。

古田島委員　9月1日からの施行でよろしかったでしょうか。

関生活環境課長 9月1日からの施行であります。

古田島委員 市の対応体制というか、例えばマニュアルだとか、関係する条例等があるない、あと保険で対応とか書いてありますけれども、市としての対応は、施行日は過ぎましたけれども、対応は落ち度はないという理解でよろしいでしょうか。

関生活環境課長 まず、市の体制としては、捕獲したというところにつきましては、市の中でそういう有害鳥獣を捕獲する実施隊というところがありますけれども、そこが行うようになっております。あと、保険のほうも9月1日から加入をしております、緊急銃猟で建物等に損害・損失があった場合はその保険を使って補償するというようなことで今準備をしているところです。

大平委員 体制はそうやって今後運営をするということだと思っておりますけれども、実際にわが市は実はこれをする前にも、何年か前に実際に市街地に現れて非常に被害があった。経験をしている自治体だからこそ、やっぱりほかの自治体とは違う対応もあるかと思えます。そういうのを含めまして、体制をつくったはいいいんだけども実際こういうケースになったときに機能するのか。市町村が許可すればできるような条件が出てきたということで、そこは今までと違う形を取らないといけないんじゃないかなと思います。訓練等も必要ではないかなと思いますが、その辺はいかがですか。

関生活環境課長 緊急銃猟の訓練といいますか、そういったものは今のところ計画はしてありませんが、ただ警戒をする体制として、やはり令和元年に大きな被害があった当市でありますので、日頃からそういった熊の出没に対しては全庁を挙げてパトロールをするような体制を組んだりとか、それが特に熊の目撃や痕跡の情報につながらなくてもそういったパトロールを通じて職員にも協力を願って、熊の被害防止、抑止といいますか、そういった体制で日頃からやっております。緊急銃猟の訓練は今のところ計画はしてありませんけれども、必要に応じて検討といいますか、考えていきたいと思っております。

大平委員 必要に応じてとおっしゃいますが、実際にもう市街地に出てるわけなので、どういう形で起こるかというのは分からないし、起こる前提でこうやって法改正が出ている。ではわが市は、今まで出没している状況を鑑みても、どうやるのか。新発田なんかは普通に訓練を大々的にやっています。テレビでも放送されていました。ああいう形でやっているのが市民にも伝わると、危機管理もそうだろうけど市民の意識も高まる。ああやって対応するんだと目に見えて出てくれば、非常に意識を高めることになり大事なのではないかなと。そういう意味も含めて、必要に応じてとおっしゃいましたけれども、やっぱり定期的に定例化して訓練等をやっていただきたい。もしそのお考えがあれば聞かせていただいて終わりにします。

吉澤市民福祉部長 実際に市街地に出没したこともありますし、実際に人身被害があった年もありますので、危機感は当然持っております。ただし、実際に緊急銃猟を市町村の判断でできるようになったからといって、警察が今まで許可していたような内容は引き続きそのままになっております。市街地を移動している状態と膠着している状態というのは実際にはひと続きのことでありまして、当然警察の協力なくしては事態を収拾できません。訓練をやるとしても警察との連携が必要であります。事務レベルでは警察との連携を図っていくようなことでもありますので、まだそこで訓練実施というところまで至っていませんけれども、それについては危機感は当然持ちながら、ただ銃猟に限っての計画がないと先ほ

ど課長が申し上げたということでありますので、これについてはまた警察あるいは実施隊と情報を共有しながら、計画をする段になれば実施に向けて動きがあると考えております。

佐藤委員 熊の関係なんですけれども、私の実家の近くに結構出ているらしいんですけども、あんまり公表されていない部分があります。今、熊が発見されたら記事になっていすけれども、事前に足跡とか木の実を食べた残骸みたいな部分が、今現在市役所のほうに入っているかどうか分かりますか。

関生活環境課長 熊の出没、個体を見たということだけではなくて、畑に足跡があったとか、あと木をひっかいたような傷があるとか、そういった情報は生活環境課に寄せられて、それはまたホームページに公開をしたりというような状況であります。

佐藤委員 実は令和元年に出没したときに自治会で被害があった関係があつて、出没の形跡があるようなところに保健所からおりを設置してあらかじめ仕掛けをした経過があり、そこで1頭捕ったことがあります。だから、そういう事前の予防というのは非常に大事だし、そこで行き会ったらもう間に合わないような感じになります。この銃猟も確かに大事なことですけれども、細かいところでやっぱりパトロールをしてその事前確認をする。行き来している状況を踏まえて行動を起こさないと、突発的な事故もあります。

この間、既に熊を見たという人が、自分の農地を守らなければならないし、いくら田んぼに入るなどと言っても、やっぱりいざ熊が出てくれば自分の身が危ないということで、熊スプレーを自分で買ったそうです。外国製のものですから万単位で結構高額なんですけれども、その取扱いが全部英語で書かれているので、そのやり方すらよく分からないとのことです。スプレーをしたことによって人害が起きる可能性があるのも、そういう取扱いの関係も含めて注意喚起をしたほうがいいんじゃないかと思われまふ。結構あちこちで出没しているとも聞くんなんですけども、それを保健所に通報するというのはごく僅かかもしれませんが、その関係も含めてよろしくお願ひしたいと思ひますがいかがでしょうか。

関生活環境課長 熊スプレーは確かに唐辛子の成分が入っている熊避けのスプレーだと思いますけれども、取扱いの説明というところについては、当然生活環境課にそのような問い合わせですとか、物を持って来られれば多少は解説はできるかなと思ひますので、それは相談をしていただきたひと思ひます。あと、予防というところについては、市報で注意喚起をしたりですとか、あと9月25日号には熊の被害防止ということで全戸配布のチラシをまた用意しているところでありまふ。熊の鈴を持って歩くとか、ラジオをつけながら歩くとか、そういったことは引き続き啓発をしていきたいと思ひております。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ質疑を終結しまふ。本件については引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

本日の委員会の会議日程表を見ると大分終盤まできていますが、これからまだ案件がありますので一旦休憩しまふ。

休 憩 (14 : 13)

再 開 (14 : 25)

星委員長 休憩を解き、会議を再開しまふ。

② 教育環境の在り方検討委員会について

星委員長　それでは、②教育環境の在り方検討委員会についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

大塚教育委員会事務局長　それでは、教育環境の在り方検討委員会につきまして、これまでの検討経過について説明をいたします。資料はございません。

検討委員会は、7月28日に第7回目の委員会を開催し、答申内容の検討を行ったところです。委員会での検討はこれで終了し、今後、これまで委員会で話し合われた結果に基づいて、委員長から教育委員会に対して第8回委員会で答申が行われる予定となっております。答申は10月2日に予定をされております。その答申を受け、今年度中に市及び教育委員会としての方針をまとめ、その後令和8年度に市民への説明会等を行う予定としております。以上、報告いたします。

星委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

渡辺委員　これからの魚沼市の教育の在り方検討会ですか、何回かされているんですけども、そこでの会議録ですとか、どんなことが話し合われたことというのはどこかホームページとかで出ていますか。

大塚教育委員会事務局長　たしか議事録はホームページにアップしていたかと思いますので、御確認をいただければと思います。

渡辺委員　後でいいですので、入り方がよく分からないので、入り方等を分かるように教えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

大平委員　答申がありますよね。以前お話があったかもしれないんですけど、委員会へはどういう形で報告されますか。

大塚教育委員会事務局長　答申を受けた後、どういった答申があったかということは、どこかの段階でまた御報告したいと考えております。

星委員長　ほかにありませんか。（なし）なければ質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

③ その他

- ・ 地域密着型特別養護老人ホーム鮎の里の開所式について
- ・ 福祉支援課所管の指定管理施設（ひろかみ工芸・わかあゆ社）について
- ・ 魚沼地域特別養護老人ホーム組合　八色園の魚沼市の床数について

星委員長　③その他、執行部から報告事項はありませんか。

戸田市民福祉部副部長　それでは、私のほうから3件お話をさせていただきます。資料はございません。

まず1件目です。11月に開設を予定しております、地域密着型特別養護老人ホーム鮎の里につきまして、その開所式を来月10月13日、これはスポーツの日になりますが、開催いたしますので御説明いたします。会場はこの特別養護老人ホーム鮎の里の会議室で、時間は10時からおおむね1時間程度を予定をしております。内容につきましては、御挨拶をい

ただいたり、その後テープカットを行いまして、最後に施設を御覧いただく予定としております。来賓の挨拶として、議長から御挨拶をいただきたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

また、一般の方の施設公開、内覧会につきましては、開所式当日の午後1時から4時までを予定しております。多くの皆様から施設を見学いただきたいと考えております。詳細につきましては、調整ができ次第、出席をお願いする皆様に御案内をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、2点目です。福祉支援課所管の指定管理施設2件についてお話をいたします。まず、ひろかみ工芸の今後についてであります。ひろかみ工芸は今泉地内にある障がい者の就労支援事業所で、現在社会福祉法人魚沼更生福祉会が指定管理受託中の建物であります。本施設は今年度で指定管理期間満了となりますが、先般、受託法人から法人内の事業再編により令和10年度以降はひろかみ工芸の指定管理を受託しない旨の話がありました。ひろかみ工芸につきましては昭和44年建築で、市の公共施設再編整備計画には2026年には用途廃止、その後解体を目標としている建物でもあることから、次期指定管理については令和8年、9年度の2年間を指定管理期間として公募に出す予定としております。

同じく福祉支援課所管の指定管理施設ですが、わかあゆ社の今後についてでございます。わかあゆ社は小出島地内にあります、こちらも障がい者の就労支援事業所で、現在こちらも社会福祉法人魚沼更生福祉会が指定管理受託中の建物であります。こちらも先般、受託法人から令和10年度以降はわかあゆ社の指定管理を受託しない旨の話がございました。法人内で今後検討委員会を立ち上げ、わかあゆ社で実施していた就労支援事業をどのようにしていくか、今後の方針を検討したいとするものでございます。わかあゆ社につきましても昭和51年建築で、市の公共施設再編整備計画には用途廃止、その後解体を目指している建物であることから、次期指定管理についてはひろかみ工芸同様、令和8年、9年度の2年間を指定管理期間として次期公募に出す予定としております。なお、指定管理者についての議案は、2件とも2月定例会で上程予定でございます。

続きまして大きく3点目になりますが、魚沼地域特別養護老人ホーム組合八色園の魚沼市の床数、ベッド数についてでございます。南魚沼市浦佐地内にある特別養護老人ホーム八色園でございますが、こちらは南魚沼市・湯沢町・魚沼市の2市1町で構成している一部事務組合立の特養で、現在100床で稼働しております。この100床のうち10床が魚沼市のベッド数になりますが、先ほどお話ししたように今年度11月に地域密着型特別養護老人ホーム鮎の里24床を開設することや、市内の特養待機者も減少傾向にあることから、現在の10床から将来的に5床とする方向で、今後魚沼地域特別養護老人ホーム組合構成市町と調整を図りたいと考えております。なお、現在入居している方に、いきなり5人に転園をしてもらうということではございませんで、何らかの理由で対象者が出た場合にその都度定員を減らしていく方法で進められればと考えております。以上でございます。

星委員長 1件目の鮎の里は開所式の説明でしたが、質疑はありませんか。

渡辺委員 この開所式の午後からが一般の方への内覧会だとこれから広報されるんでしょうか。それで、議会が改選になって、新しいこの福祉文教委員会では一度もそこを見させていただいておりません。その前になるのか、それともその後がいいのか、これは委員長に、皆さんと諮っていただいてですけれども、このメンバーで見せていただける機会があった

らと思うんですけど、いかがでしょうか。

戸田市民福祉部副部長　　実は委員長のほうに、渡辺委員がおっしゃられた視察の話を、今御相談をさせていただいております。また議会のほうからお話があるかと思います。できれば入所された後よりも前のほうがありがたいなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

星野委員　　ほかにありませんか。(なし)

2点目のひろかみ工芸とわかあゆ社の今後について、質疑はありませんか。

古田島委員　　両方の施設とも非常に大事な施設だと思っています。わかあゆ社に関しては建物についてJAさんとの話も駄目になったわけですし、建物の更新がネックになっているのか、事業自体がネックになっているのか、そこら辺はどうなのでしょう。

戸田市民福祉部副部長　　法人内でもまだ考えはまとまっていないようで、今後の検討委員会を立ち上げる中ではどこか別の場所に移転をするのか、それとも事業自体を再編して別の事業をやるのか。あとは、この社会福祉法人の中に就労支援事業所がほかにもございますので、そこを統合するののかというのを今後また考えたいということですが、ただ現在の場所に建て替えというのは法人のほうでは考えていないということでした。

古田島委員　　JAの件もありますけれども、新しく建てるというのはなかなか難しいかと思います。市有施設、または市内でそういった代替施設とかになりそうな部分で、目星とかは市の担当部署にはあるのでしょうか。

戸田市民福祉部副部長　　当初、受託法人のほうは指定管理をどこか市の公共施設で受けたいというような意向もありまして、市の空き施設、空き施設になりそうなところを含めて内覧をしていただいたりとか、話し合いを持ったりということはございましたが、社会福祉法人のほうから、御紹介できる建物についてはそこでは運営というのは検討しないという御意向も伺い、それもあって今後自分たちでどこかへ新しく建て替えるということも含めて考えたいという御意向でした。

古田島委員　　最初に言ったとおり、非常に重要なところだと思っています。指定管理を受託しているところで、また別の施設で人員を賄えるとなれば別なんですけれども、今いる方々がやはり不利益を受けるようなことがあってはならないと思いますので、市のほうでも引き続き協力していただければと思いますがいかがでしょうか。

戸田市民福祉部副部長　　重要な事業をやっていると考えておりますので、今後についていろいろ連携できるところ、また話し合い等に対応してまいりたいと考えております。

渡辺委員　　今回指定管理を受けないというのは、どちらかと言えば、市のほうが用途廃止を計画している市の建物なので受けないということだと思います。社会福祉法人の事情というよりは、当市の事情だと私は思っております。そうであるかどうか、まずは確認させていただきたいと思います。

戸田市民福祉部副部長　　こちらの建物につきましてはゆくゆくは用途廃止というのをかなり前から法人のほうに話はしていたということで、ゆくゆくは独立してというような話もずっとさせていただいていたところです。ひろかみ工芸につきましては事業再編と申し上げたのが、自分たちの今ある事業所の中を広げるなり改築して、ひろかみ工芸のやっていた事業を別の事業所に持っていきたいというところがありまして、そうすると人員配置の面

でも、今残念ながら障がい福祉のほうも介護に劣らず人員不足でありますので、そういったところも解消できるというような、ある意味前向きな話もございました。市というところもないわけではないんですが、その事業所側の法人の考えというところも大いにあると捉えております。

渡辺委員　当時の用途廃止の話を前々からしている中で、前向きに社会福祉法人のほうでひろかみ工芸については自分たちの事業の中で再編を図っていきたいということだと思えます。

それで、今回議会の視察先でもごちゃ混ぜというような形で、障がいがある方ですとか、高齢者ですとか、子どもですとかというような形で、一つの施設の中でいろいろな事業を展開していくというようなところへ視察に行かせていただきます。それから総合体育館をPFI事業でもってやっているところも見させていただきますけれども、先ほど古田島委員のほうからも大事な目的を持った当市にとってなくてはならない事業をしていただいている事業所の方たちの事業をどうするかというところは、全庁的に考えないとこれは難しく、福祉だけの部門ではなくて、例えば教育委員会ですとか、例えば観光課ですとか、そういった複合施設化としてこれからは建て替えですとか、そういったことを順次計画していかなきゃいけないと思います。この所管では、公共施設再編整備計画みたいなものがここではありませんけれども、でもそれはそれぞれの所管の人たちがしっかりとこの公共施設再編整備計画をつくってるところに、どうやって複合施設を魚沼市の最適解でやっていくんだという話を今ここでしっかりしていかなければいけない時期に来ているかと思っています。特に今回、この2年後には出ていっていただくという中で、すぐに2年後にできるかどうかは別にしてそういった複合施設の中に福祉関係の方たちから入っていただく、これはわかあゆ社だけじゃないと思っています。ほかにも当市が指定管理で見られている古い施設もあるかと思っていますので、そういったことを本腰で考えていかなければいけない時期だと思っています。その辺りは今、部長がいいのか副部長がいいのか分かりませんが、どのように庁内の中では話し合われているのか、お聞かせいただきたいと思っています。

戸田市民福祉部副部長　複合的な施設ということについては、正直あまり話し合われたことはないかと思っています。ただ、今回視察で勉強させていただく機会がもし私どもにあればその中で見させていただいたりですとか、あとは私の所管の施設でも老朽化が進んでいるほかの施設もございますので、いろんな側面からまた研究というのはしてまいりたいと考えております。

渡辺委員　今回、公共施設再編整備計画も今年が改定年だと思っています。そういった中で、どういう施設がこれから老朽化によって指定管理をやめていくのか。また、そこに入っている事業所はそれぞれみんな魚沼市の住民の皆様のサービスを担ってくださっているところだと思っています。ぜひ公共施設再編整備計画の中に、具体的にはならなくてもいいですので、落とし込む計画をつくり込んでいただけたらと思います。答弁はいただくかな、一応。

吉澤市民福祉部長　具体的なことではなく全般的にお話をさせていただきますと、公共施設再編の中では多機能化ですとか、複合化というのは前の計画のときから目標としては掲げられています。ただそれがなった施設というのは、なかなかやはり難しいというところで

はあるんですけれども、次の計画についてもその複合化とか、多機能化とか、あとは全体の数はやはり減らしていくというようなことは変わらないはずです。そこは今、私ども市民福祉部だけの所管ではないので、各ほかの部、あるいは企画にうまく調整をしてもらうなどして、具体的な話は今お答えできませんけれども、全体的な考え方としてはそれを継続していきたいと考えております。

渡辺委員 ある程度計画ができる中で、今度は指定管理に出ているような事業所なんかとも一緒になってどんな在り方がいいのかというような計画もしなければいけません、まずはその方向性ですとかそういったものを示して、今度事業所なりと話をしていく機会をしっかりとつくっていかなくちゃいけないと思います。そういった具体的な中にそろそろ入っていかなければいけない時期だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

星委員長 ほかにいかがでしょうか。(なし)

それでは次にいきます。3番目、特別養護老人ホーム八色園のベッド数の件について、質疑があればお願いします。

渡辺委員 今ほどの説明ですと、まずミニ特養が24床増えることによってさほど待機者も出てこないのではないかということなんですが、今現在の特養の待機者ですね、どのくらいか教えてください。

戸田市民福祉部副部長 令和7年4月1日、ちょうど今年度が3年に一度の全国的にある特養の申し込み状況の調査の年であったのですが、その中で待機者というのが139人です。ちなみに、八色園の待機者は9月4日現在で魚沼市は8名です。

渡辺委員 待機者が139人ということですからけれども、この139人の人たちが平均的ですが、今現在どのくらい待つと皆さん入れるような状況になっておりますでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 その方やその施設によって違うと思いますけれども、以前よりかなり短くなっているという話はそれぞれの特養から伺っております。

渡辺委員 今回9月定例会ですので、決算資料も見させていただきました。特養の入所者の状況ということで、全体で413人ということであります。かなり遠いところで千葉ですとか埼玉ですとかありますが、これはもしかしたら御家族の意向が大きいのではないかなとは思っております。

それで、見附もそうなのかなと。ただ十日町ですとか、小千谷、長岡、南魚沼というところであれば、確かに前住所地特例ではありますが、この中で一番遠いところというのはどこになるか分からないんですけど、それぞれの南魚沼市から見附市までありますが、小千谷市も含めて魚沼市の枠があるところはあるのか。そしてまた、長岡市となっているので分からないんですが、あおりの里もサンホームもたしか川口ではないかなんかと思っているんですけれども、それぞれ魚沼枠があるのかどうかについてお聞かせください。

戸田市民福祉部副部長 今現在、魚沼市枠があるのはあおりの里、旧川口町と、小栗田の里、小千谷市にございます。

渡辺委員 人数は。

戸田市民福祉部副部長 すみません、枠数を持ってこなかったんですが、令和6年度末現在のあおりの里の魚沼市の入所数は26人。それから、小千谷市の小栗田の里が13人ですので、ほぼ枠が埋まっています。

渡辺委員 前住所地特例を私が一番最初に問題にした頃は40人くらいだったのが、どんどん

増えているというところで、できるだけ減らすようにという話をさせていただいてきました。特養については、皆さんどちらかといえばこういう形で近隣他市に行っていらっしゃると思っております。ただ、今待機者が八色園は8人だからといって、ほかのところの待機者ですか、そういったところに比べて見劣りがするのかというところも分からないので、それぞれの待機者から考えて八色園というのはどのような位置づけとして魚沼市の皆さんが利用されてるのか、所感的な考えでもいいですので教えていただければと思います。

戸田市民福祉部副部長　市民の方は、おそらく今枠という考え方はあまり持っていられないかもしれません。特に、小栗田の里ですとかあおりの里の過去のうちが建設の償還金とかを出していた時期のことを知っていらっしゃる方は多いと思えますので、いろいろ申し込めるところの一つという考えで申し込まれているのではないかと思います。なので、小千谷ですとか新しいところができていますので、それと同じような位置づけと考えていられないでしょうか。

渡辺委員　私が市民的な感覚から言えば、同じ長岡市のところや小千谷市であれば新しくいいなというよりも、本当は魚沼市の施設に入ってもらいたいたけれども空いてるところから順番に近いところで入っていきたくて思っていらっしゃるのが本音ではないかなと思っております。わざわざこの10床の枠があるものを減らしていかなければならないというその理由が、私にはいま一つ分かりません。先ほど来、例えば枠がなかったとしても皆さん空いていけばそこに入っていくんだよというお話でございましたし、新しいところであればそこにまた空いていけば入らせていただきたいと言っているということを考えれば、せっかく枠があるのであれば枠を減らしていくという考え方がいま一つぴんとこないんですけれど、その辺りはどのような御事情でしょう。

戸田市民福祉部副部長　今現在ははっきりとした枠というか、組合に組織として魚沼市が加入をしてその会議に参画したりとか、そういったところの施設とするところの八色園はひとつという捉え方でございます。その中でも八色園につきましては、ユニット型ということもあって利用料金が高額というところも、小千谷やあおりの里にはない、また選びにくい理由の一つというところがございます。以前よりも空きが出たとしても、声をかけてもなかなか次の方が埋まらないで、空床の期間も長いといったような実態も聞いております。そのようなことを勘案しまして、最初にお話ししたようにすぐ出ていってくださいということでは当然なくて、徐々に徐々に空きが出たら一つずつというところでやっていけないかという考えでおります。

渡辺委員　今のお答えですと、答えに私はなっていないのではないかなと思っております。なぜならば、例えばユニット型だから、特に魚沼市の場合は低所得者の方が多いですから、今回の決算資料を見させていただいてもユニット型であるうおの園さんも今満床ではないというような状況が見受けられる。この入所人員を見ると。そうでもないですか。定員がうおの園さん73人に対して入所人数68人というのは、これは魚沼市の人だけが68人で一応満床ということですよ。そうであるならば、やはりユニット型であったとしても、ある程度御家族がプラスアルファのお金を出せるということであれば入られる方はいらっしゃると思います。なぜわざわざちゃんと魚沼市枠があるにもかかわらず、そしてまた待機者が少なくなっているとは言いながらも139人が今いらっしゃるわけです。今現在、八色園に対しても8人いらっしゃるわけです。それを今ここで減らさなければいけないという理由が

私にはいま一つぴんときないところだと思いますが、どのような御意見でしょうか。

戸田市民福祉部副部長　市内に特養を整備するという方針について、市民の方の理解を含めて皆様から言われていた話が、住所地特例をやはり減らしていく、市外へ行くという流出を防ぐ、そういう対応をといるところもございました。その中ではっきりと枠という形で住所地特例の八色園のそこを減らしていくというところは、最初の鮎の里をつくったところの経緯からしてもそこに合致しているものと捉えて今回の考えに至ったところでございます。

渡辺委員　ほかの方も質疑したいと思うのであれですけれども、確かに住所地特例を減らしてほしいという話はしました。そしてまた、魚沼市は特養が足りないんだから、第5期ぐらいからでしょうか、最低でも70床ぐらいほしいんだというところで、今回ここができ上がりますと、10床ずつ増やしていただいて、そしてまた、ひめさゆりさんがミニ特養に変わっていただいたところで目標値としては70床をクリアしましたけれども、かといって足りているわけではないと思っております。ある意味一番近いですね、小千谷市や川口町に比べたら。一番近い同じ住所地特例でも、市民とすれば住所地特例がどうこうではなくて入れるところに入りたいと思っている中で、基準は私は近いところだと思っています。それを今ここで減らさなければいけないその理由について、いま一つはっきりしないなと思っていますところがございます。いかがですか。

戸田市民福祉部副部長　先ほども申し上げたように、住所地特例を減らしていく。それで、はっきりとした枠という中で言われているこの八色園というところを減らしていくというのは当初の目的にかなっていると考えて、まずはこちらからというような考え方でございました。また、それから先ほど申し上げた令和7年4月1日付の待機者の数というところで、在宅で緊急度が高いと思われる要介護4・5の方が全部で25人いらっしゃった。それが鮎の里ができることによって、数字上は待機者がそこでかなり減るのではないかとということも想定されます。この数字が分かってきたのが7月半ばくらいになりましたが、そこで減らすとすると、今これは組合立ですので、ほかの市・町との話も必要になってくるので、そうすると今やはりこのタイミングで出すというところはタイミング的にもすぐに決められるということでもないと思いますので、話としては今この数字も出たタイミングでやっていくのがいいであろうという考えでございました。

渡辺委員　要介護4・5の緊急度の高い方は確かにこの鮎の里ができると、ほとんどそこで解消されると。だけど、まだ120人近くあります。そしてまた、今現在ようやく団塊の世代の人たちが75歳以上になった段階です。こういった特養が必要になってくる年齢というのは80歳あるいは85歳以上です。そのボリュームが一番大きくなっていくのがこの団塊の世代の方たちが80歳あるいは85歳になったときだと考えれば、せつかく持っている枠をなぜ解消しなければいけないのか。23人、しっかりとこっちに帰ってきてもらうというのであれば、遠いところの小千谷市の特養に入っていらっしゃる方ですとか、長岡市内、川口でも、向こうが選んでわざわざ向こうへ行きたいと言うんだったらいいですけども、私にはまだ早計ではないかと。そしてまた、来期、新しい次期介護保険事業計画を立てるわけですから、待機者の状況ですとか、本当に魚沼市として必要な施設がどんなものがあって、この八色園の床数を減らすことによってどんなサービスを逆に展開するのかとか、そういった全体的な計画がない中で今すぐ関係自治体というか構成自治体の方々と話をする

のは、私は早計な気がします。

もう既に、1回でも2回でも、そちらの自治体とこの件についてお話されましたか。

戸田市民福祉部副部長 正式な話はしておりません。ただ、10月初旬だったと思うんですが、構成市町担当課長会議というものがございまして、そこでこういう話を出したいという話はしておりますが、特段それについてほかの町から意見をいただいているというところではございません。

古田島委員 こういったことを言っているのかどうか分からないんですけども、私の母親がコロナが流行る前に脳梗塞で要介護5になりました。症状が安定して、地元の病院から平たく言えばどこかに行ってください。やはり魚沼市を含め、近隣には空きがない、群馬しかないと言われて群馬に行きました。3年半たったら幸いにして地元から空きが出たということでこちらに来ることができましたけれども、待機者が百何人いて、八色園自体にも待機者がいる。確かに要介護4・5の方が、鮎の里ができればほとんど入るというのは、説明を聞いてある程度理解はできましたけれども、百何人という待機者がいて、これから突然発症する方もいる。こういった施設が充実し始めたときに、あえてその定数を減らすというのは私は反対です。分かりましたと聞くわけにはいかないです。以上です。

大平委員 私も同じ意見なんですけれども、あえて言えば、渡辺委員と同じように何でこのタイミングでやらなきゃいけないのか。どうお聞きをしても不明感がある。待機者というのは減る傾向ということで捉えていらっしゃる。ある意味、数字的に見ればそうなんですけれども、でもやっぱり動くわけです。要介護度の同じような傾向で行くかといえ、そこはそうならないケースも考えられるし、何よりもやっぱり余裕を持った対応、体制がないと、結局お年寄りとか家族の方が安心してこの地域で住み続けられないというのがあると思うんです。余裕がない状態を自らつくるといえるのは、やはりとんでもなく下がって、利用が全くないのにいつまでもこんな入所体制でいいのかというは、そういう議論があればまた少し違うんでしょうけど、今はまだそういう議論がないということを考えると、ちょっと早計だなと思われま。戸田副部長がおっしゃったように、早急に決めるということではなくて将来的にという意味合いがあるんでしょうけれども、それにしてもやはり自ら条件的にとっても、魚沼市が八色園でもベッドを確保できるような条件がとてもないということであれば違うのですが、自らそういう選択をするというのは早計だし、これから10期の計画ができるわけです。そうしたときにそれを見てどうなのかという議論をしっかりした上で、庁内的にもこの議会でも関係者とでも議論をよくしてやっていったほうが私はいいいし、それが間違いがない方向ではないかなと思うんですけども、決める、そういう話ではないとおっしゃるんでしょうけど、またそういうことを出すこと自体、魚沼市の姿勢が問われかねないと思います。そういう意味では、もうちょっとよく精査をしてやっていかなきゃいけない。そこをもう一度考え直したり、あるいは少し先を延ばしたりすることは考えられないですか。いかがですか。

星委員長 しばらくの間、休憩します。

休 憩 (15 : 07)

再 開 (15 : 07)

星委員長 休憩を解いて、再開します。

戸田市民福祉部副部長 先に延ばすことが可能かどうかということですが、まだ正式に出している話ではございませんので、先に延ばすことは可能と考えております。また、運営費の算定ですとかそういったところもありますので、令和8年度をどうしていくかということについてもいろいろな、もし魚沼市がこのまま今私どもが出した案が変わる、変わらないによって八色園もいろいろ予算の組み方等々変わってくると思います。ただ繰り返しますが、まだ正式に会議でも出した話でもございませんので、まだ検討する時間というのはあると思います。

大平委員 では、今回の話は再度検討すると、そういう意味合いで受け取ってよろしいですか。

戸田市民福祉部副部長 私どものほうでは、今日はその他のその他ということで資料もお出ししておりませんでしたので、また何かの機会をいただいて資料をお出しして説明したりとか、順番的にどういった順番がいいとか、整理がまだついていませんが、今日決めるかということでもございませんので、またそういう機会にお話をさせていただきたいと思っています。

大平委員 念押しですが、10月にそういう会議ですかね、そこのテーブルには出さないということで理解してよろしいですか。

戸田市民福祉部副部長 そこで話すらしないのかどうかということも含めて、またそこについては内部で相談をしたいと思っております。

星委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡辺委員 すごく大事な話なので、ほかの委員の皆さんの意見も聞かせていただけたらと思います。

磯部委員 今のお話の続きで言いますと、話すか話さないか、まだ内部で相談するとおっしゃっていたかと思うのですが、必ず話すかどうかの報告に関しては委員全員に周知をしていただきたいと思います。そして、私も今のお話を受けて思ったんですけれども、まだ議論すらちょっと難しい段階ではないかなと思っております。先ほど渡辺委員がおっしゃったように、これから団塊の世代の方が入所を控えているというタイミングの中で果たして、これから鮎の里ができるとはいえ、本当に入所待機している方が減るのかどうか、そのデータがないと議論ができません。少なくともこのタイミングではなく、そういった調査を重ねるのか、資料を出していただくのか、そういったことを踏まえて再び議論をさせていただきたいなと認識しております。以上です。

古田島委員 南魚沼市と当市と湯沢町で一部事務組合をつくっているということは、当然議会があるということです。当然予算、負担金等が関わってくると思いますし、先ほど大平委員が言ったとおり、その一部事務組合の議会や理事会等々では平たく言えば例年並みの数値、予算が上がってくるという理解でよろしいでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 八色園につきましてはここ数年経営難が続いておりまして、令和4年度までは負担がなかった運営費負担金というものが構成自治体に求められているところです。今年度でいうと、当初800万円ほどであったのが、この9月議会で運営費が足りないということで八色園から要望がありまして、この9月議会の2日目でしたでしょうか、400万円追加ということで、今現在魚沼市ですと1,255万4,000円を令和7年度予算で計

上されております。もともと払っていた事務費というものをその中ですと約 100 万円ちょっとかと思いますので、運営費分ですとか、財調の積立てももうなくなっているということで、そこの積立金も今年度求められているところでございます。それから先般、八色園から話がございます、令和 8 年度についても人件費を中心に大きく上がる見込みということで、さらなる負担をお願いしたいという話が内々には来ております。ただ、来年度の数字につきましては、まだ具体的に幾らというところでは伺っておりません。

渡辺委員　八色園の運営費がかさんできているというところで、確かに当初は小千谷市も構成自治体の中に入っている中で、小千谷市さんはかなり整備されたというところもありました。5 期ぐらいでしょうか、特養について整備された。そういったところからやはり待機者も減ってきているということで、そしてまた小千谷市さんからしてみると、南魚沼市さんは住民からしてみても遠いということがあるかと思います。そういったこともあって、たしか 2、3 年前でしょうか、抜けられたと承知しております。ただ、魚沼市がそこを抜けたら、逆に今度は南魚沼市さん、湯沢町さんは、魚沼市が今まで持ってた負担分も持たなければいけない。魚沼市の設立当初の事務組合に入ったときの、何て言うんでしょうね、哲学みたいなものですとか、できるだけこの地域の近い中でみんなで力を合わせて地域包括ケアシステム、その当時はそういうことがなかったですけども、つくり上げていかなければいけないという中でつくってきた経緯がある中で、もしも負担金がこれから増えていくから抜けなければいけないんだというのは、他の構成自治体に対しても私は失礼だと思います。申し訳ないけど。自分たちの自治体だけが負担が軽くなればいいと、負担が軽くなった上に、一応はあそこは普通の特養です、ミニ特養じゃないですから、空けばもしかしたら魚沼市の住民だってまたお世話にならなければならないことだってあり得るわけです。そういったことを考えると、本当にそれが正しい解なのかなというのは、もっともこの委員会なり議会なりで議論すべき案件だと私は思っております。

そういった意味で、先ほど私が質問したときには、もう既に担当者レベルではあるけれども話を出しているというお話でした。この組合議会の構成は、各構成の市長と議会の代表ですよ。ということは、一応議長に代わりに私が、副議長というのが魚沼市の構成議会の議員の代表ということになっております。この話が出てきたのは今日が初めてですよ、この委員会の中で。とっても失礼だと思います。議会が、構成議会の中の議員の 1 人なんです。にもかかわらず、担当者レベルとはいいいながらも、話をする前にこの委員会で一度も話がなかったというのは、所管課の担当課長なり副部長なり、その上に部長がいるのかもしれませんが、議会をどのようにお考えか。また、委員会での質疑というものをどのようにお考えか、聞かせていただきたいです。

戸田市民福祉部副部長　まず前段の話として、その運営費が増えたから 5 床減らすという、そういうところではないと考えています。ただ実際問題としてその 5 床が減って、ベッド数割というものがありますので、その部分が一つでも減ればその負担分というのが実質の予算としては減が見込まれるというところは事実でございます。また、途中で減が見込まれたときに、入所者が定数を今後満たされなかったそのときに、とはいえ定員であるということでベッド数でそのままお金を払うという時期も今後予測される中で、また早い時期での計画的な準備というものも必ずしも間違った話ではないと考えております。ですので、構成員の一員として抜けるということではなくて、これまでの歴史の中で本当にやっ

てきたものですから、そこを抜けるということは全く考えておらず、ただ魚沼市の待機者が減った状況の中でこういうことでできないかという話をこれから相談するというスタンスであります。そこで魚沼市は失礼をしているとは考えていません。

それから、後段の話であります。話す順番として、おっしゃるとおり、この委員会でお話をさせていただいたのはこれが初めてでありました。もともと私どもで考えていないわけではなかったのですが、タイミングとすると7月の半ばぐらいに、さっき言った申し込みの状況調査が出てきた中で、在宅の要介護5・6、その人数も分かってきた中で、委員会でお話するタイミングとすると、今であったかなと考えております。担当課長会議が近くあるということで、その順番についてはこういう話を出しますと、その場でやるか、事前にそこで具体的な話というよりも、ちょっとさせていただきますというお話でありますので、順番がそこで多少のタイムラグがあったということで、そこについては議会の皆様に礼を欠いたというふうに捉えられてしまうと、大変こちらとすると切ない話ではあります。渡辺委員、副議長が、議会の組合の議会の一員であるということももちろん分かっております。本当にそこで失礼というふうに受け止められてしまったという、その事実自体は、そう思われたという事態は変えられないと思いますので、そこは本当に言い訳のしようもございませんが、不手際があったことは私の責任でございますので、そこに関してはおわび申し上げたいと思っております。申し訳ございませんでした。

渡辺委員　例えば今回10月23日に行くわけですがけれども、他市のことであれば私がそこで向こうから出てきたいろんな話を聞いて、自分の委員会の中での話し合いと全く違うというようなことはないわけです。でも、今ここで話されてる中で、ここにいらっしゃる委員会の皆さん方が今まだ早計だろうと、もう少し時間をかけてきちんと熟議をした後という話が出ている。決して減床して悪いと言っているのではないんです。ちゃんとしたデータを出すとか、23床が入ったとしてもその後どのように推移をしていくか、ましてやいただいている10床は満床、8人の方が待機していらっしゃるというような状況の中で出てくるものでもないですし、そしてまた今ほど副部長のほうから謝っていただきましたけれども、ここで初めてお話をしてその後持っていくことだってできたはずだと思います。そんなに急いで向こうに対して話を持っていく必要なんか全くないような案件だと私は思っています。もしかして、今ほどの答弁の中では予算のことですとか、分担金のことですとかは全くありませんとおっしゃってましたけれども、申し訳ないんですけれども、これから予算の査定ですとか、いろいろある時期でもあります。早めにそちらのほうをケリをつけたかったんだと思っていらっしゃったとしても、おかしくないなというようなタイミングです、悪いですが。だったらなおのこと丁寧に、7月の半ば頃にこれが分かったというのであれば、8月の閉会中の所管事務でもいいわけですから、委員会の中で話をさせていただいた後で構成自治体の中の会議で話を出すとか、そういった手順というものはやはり大事にさせていただきたいなと思っております。

今ほど、次の担当者会議というんでしょうか、そこでまた話を出すということでございますけれども、そこでは今この委員会での話を踏まえてどのようなお話をされようと思っておりますか。

戸田市民福祉部副部長　まず、その前段の話すタイミングですが、自分の中ではいろいろ考えた上でしたところでございます。私のいろいろ配慮が足りなかったところですか、も

しくはもっとほかの方法がきつとあったのかもしれませんが、今回このタイミングで出してしまってこれは、すみません、こういう言い方は失礼ですが、時間は戻れないということもありますので、今回はほかの順番も考える余地があったかどうかも含めて、私はまた今後の議会の皆様へのいろんな説明の際に、ほかのものに至っても、どういう順番がいいかというところは、こういう言い方で失礼かもしれませんが、また今後の参考とさせていただくというか、そういったふうに考えておりますので今回についてはお許しいただきたいと思います。

それから、担当者会議でどういう話をするかどうか、しないかどうかも含めて、先ほど大平副委員長にお話しましたように、どういう方向に行くのかというのはまた相談を内部でしたいと思います。

渡辺委員　　今のお話を受けて私はやはり、もう先に話を出してしまったという順番のことにについてはもう取り返しがつかない、そのとおりだと思います。ただ、今この委員会の中でもそれをはっきりと反対だとおっしゃっている委員もいましたし、私自身も今の段階では反対です、正直言って。そういう中で、やはり次の担当者レベルの中では、委員会の中ではとても了解を得られる状況ではなかったと。ですので、一旦は白紙に戻させていただいて、そして今後またどういうタイミングになるか分からないけれども、話を出すか、出さないかも含めてそういう状況ですということをお伝えいただきたいと思いますと思うんですけど、いかがですか。

戸田市民福祉部副部長　　繰り返しになりますが、どういった対応するかについては、また持ち帰って考えたいと思っております。

渡辺委員　　それは執行部側の意見だと思っております。私としては、やはり今こうやってほかの委員さんがいろいろ話をしてくださっている中で、これはまだまだ時期としては早いのではないかというふうな意見が多い中で、まだ佐藤委員のほうから聞いていないので何とも言えないんですけども、委員会としてきちんとこのことについては今後どうしていいのかというのをここでやはり一定の意見集約したほうがいいのではないかと。なぜならば、10月23日という日にちが迫っている中で、議員の個人個人の意見ではなくて、委員会としてはこの件についてはどのように今後考えたいか、まずはお話を聞かせていただきながら最終的に意見集約できるような形で会議の持っていく方をさせていただいたらありがたいなと思うんですけど、委員長いかがですか。

星委員長　　しばらくの間、休憩します。

休　　憩（15：28）

再　　開（15：39）

星委員長　　休憩を解いて会議を再開します。

そうすると、まとめさせていただくと、八色園のベッドの数の減について、説明を執行部からいただきました。そして、福祉文教委員会の意見もお聞きいただいたと思いますので、一度それを持ち帰っていただいて、市長、副市長と協議をしていただいて、10月23日までにいま一度福祉文教委員会を開催して説明していただくという形でいきたいと思いま

すが、よろしいでしょうか。（異議なし）では、この件についてはよろしいでしょうか。

それでは、私のほうから委員の皆様に4点連絡いたします。1点目、第三次魚沼市総合計画（案）について、現在パブリックコメントが行われていますが、基本構想については全般的に、基本計画については本委員会所管部分について、意見等がありましたら9月19日金曜日までに、様式は問いませんので事務局に提出をお願いします。資料は、スマートディスカッションに格納されていますので御確認ください。定例会最終日、本会議終了後に全員協議会を予定しており、そのときに計画（案）について協議することになっておりますのでよろしくお願いします。

2点目、今年度の議員研修について、受けてみたい事項、講師等がありましたら、今月中に委員長まで申し出てください。研修の時期は冬期を予定しています。

3点目、新年度予算について、委員会として予算措置を希望したい案件がありましたら、今月中に委員長までお申し出ください。それぞれいただいた要望等は、次の会派代表者会議、正副議長・委員長定例会で協議させていただきたいと思います。

最後、4点目です。明日12日午後1時半から総務委員会の現地視察があります。内容は避難所に整備した気化熱冷風機となりますが、体育施設で運動時にも利用されており、私たちの委員会にも関係しますので、この機会に視察したい方は御参加ください。いま一度言います、明日の午後1時半、現地、魚沼市総合体育館です。

坂大議会事務局長　総務委員会はここに集まってから歩いていきますので、半過ぎぐらいになりますけど、皆さんは直接体育館で大丈夫です。

大平委員　事前に参加は断らなくていいんですか。

坂大議会事務局長　出席される方は今挙手いただいて。執行部側に大体何人ぐらいですと言わなければいけないんですけれども。では、4、5人ということで報告しておきます。

星委員長　ありがとうございます。

大平委員　では現地集合で。

星委員長　はい、1時40分とか45分くらいに。

坂大議会事務局長　そのぐらいに現地集合でお願いします。

星委員長　委員の皆さんから、ほかに御意見、協議等はありませんか。

渡辺委員　2点ほど。1点目は、先ほど総合計画の意見なんですけれども、パブリックコメントで出てきている資料というか案と、それから7月31日でしたでしょうか、最終日の全協で出てきた案とちょっと違うんです。ちょっと変わっているんで、どちらのほうを見て意見を書くのかというところが一つと、それから、ほかの委員会ではとりあえず総合計画の中の基本構想のところはいろんな意見があるだろうから自分の所管の外のところもいいけれども、基本計画の中身についてはできるだけ所管のところの方々が意見を出してもらいたいみたいなことがあったかのように思うんですけれども、その辺りはどうですか。

星委員長　基本計画については一般の委員会で、基本構想は全般的に。

渡辺委員　全般的に意見を出していいと。で、どっちを見ましょう。

坂大議会事務局長　パブコメのほうが最新版ですので、そっちを見ていただいたほうがよろしいかと思います。

渡辺委員　パブコメのほうを見ると、分かりました。

あと、もう1点よろしいですか。執行部側になんですけれども、今回の債権放棄の議案

が出ました。この議案に対しても、やはり議案で初めて出てきたんですね。この委員会で、この次の債権放棄はこんなものがありますというような説明ですとかも全くなく初めて出てきました。できれば、今までもそうですけれど、本会議で補正予算があるとか、条例が改正になるとかというときには、できるだけ委員会の中で事前に説明してほしいというお願いもさせていただいてる中で、今回出てきました。今後は気をつけていただきたいというところが1点です。

それから、これは議案ですので、提案理由の書いてある議案だけというのが、やはり私はこれでは審査をきちんとできないし、ましてや事前にそういった説明も全くない中で、時系列ぐらいの資料は出してほしいということで委員長を通して言わせていただきました。そこら辺どういう事情があったか分からないんですけれども、当初資料は出せませんというようなお話だったので、そうじゃなくてきちんと審査をさせていただくというつもりで、個人情報を出せと言ったわけじゃありませんので、審査に足るべき資料は用意していただかなくてはいけないのではないかなと思います。その辺りぜひ今、今後のことを踏まえて答弁をいただければと思います。

坂大議会事務局長　すみません、それは執行部に向かって言うのではなく、委員長に向かって言ってください。渡辺委員が直接それをこうだと執行部に言ったとしても、委員会の中でそういう話をまとめて言ってもらうのがいいと思います。

渡辺委員　私が言いたいのは、今回提案の前に話を出してくださいと言ったにもかかわらず、話していただきたいと申し送りがあったわけですよね、それが無いままに提案があったし、提案理由のあの紙1枚じゃなくて事前に資料というものは準備しておくべきではなかったんですかということをやらせていただきました。私が資料をお願いして、委員長が資料を要求して、そのこのところはどうでもいいんです、答弁はなくてもいいです。やはり今後は提案をする前に、補正予算でもそうですけれど、提案前に議会の中で御報告いただきたいということについては今後お願いしたいということのと、やっぱり審査してもらうに当たっては審査するに足るべき資料というのは必要じゃないでしょうかということですので、それについては一応答弁いただけたらと私は思っています。

吉澤市民福祉部長　補正予算ですか条例改正については、本会議に提案する前であってもその内容をお知らせするという事はこれまでもやってきておりました。案件によっては軽微なものについてはやっていないものもありますけれども、やっているものもあります。今回の債権放棄の議案は、私としては本会議の前にあらかじめお知らせをするという性質のものではないというふうに、これは私が私なりの判断をしてしまったというところがあります。今後こういう事案があるかどうか分かりませんが、そういうことが仮にあれば、事前に議会事務局も含めて議会側と相談をさせてもらいたいと思います。

星委員長　ほかにありませんか。(なし) なければ、以上で本日の日程は全て終了しました。本日の会議録の調製については委員長に一任願います。本日の福祉文教委員会はこれで閉会いたします。

閉　　会（15：48）

福祉文教委員会

委員長 星 直樹